

令和 7 年第 2 回定例会

美 郷 町 議 会 議 案 等

令和 7 年 6 月 4 日 開会

令和 7 年 6 月 9 日 開会

美 郷 町 議 会

報告第5号

令和6年度繰越明許費の報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記について別紙のとおり報告する。

令和7年6月4日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1 令和6年度繰越明許費

提案理由

地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものである。

令和6年度繰越明許費繰越計算書(一般会計)

単位：千円

款	項	目	事業名等	金額	翌年度繰越額	左記金額の財源内訳		
						既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	臨時特別給付金(住民税非課税世帯給付金)	37,574	2,000		919	1,081
5 農林水産業費	1 農業費	5 農地費	農業用施設整備費(町単)	1,400	1,400			1,400
5 農林水産業費	1 農業費	5 農地費	農地耕作条件改善事業(国庫)	70,100	70,100		48,300	21,800
5 農林水産業費	2 林業費	3 林道整備費	県単林道網整備事業	9,100	9,100		8,900	200
5 農林水産業費	2 林業費	3 林道整備費	林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業	16,880	16,880		7,190	9,690
5 農林水産業費	2 林業費	5 治山事業費	治山対策事業費 (林地崩壊対策事業)	28,300	28,300		19,500	8,800
7 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	生活道整備事業	3,250	3,250		1,000	2,250
7 土木費	2 道路橋梁費	1 道路維持費	町道改築改修費(道路維持)	9,900	9,748			9,748
7 土木費	2 道路橋梁費	2 道路新設改良費	防災・安全交付金事業(道路環境の整備)	46,500	46,500		42,598	3,902
7 土木費	2 道路橋梁費	2 道路新設改良費	防災・安全交付金事業(通学路対策)	73,200	36,861		33,666	3,195
7 土木費	2 道路橋梁費	2 道路新設改良費	防災・安全交付金事業(メンテナンス)	62,000	51,353		12,764	38,589
7 土木費	3 住宅費	2 公営住宅建設費	公営住宅建設事業費(単独)	40,215	32,397		32,315	82
7 土木費	4 河川費	1 河川砂防費	自然災害防止急傾斜崩壊対策事業	49,000	33,547		31,300	2,247
10 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	1 農地・農業用施設 災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧事業(補助)	117,644	67,252		25,145	42,107
10 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	1 農地・農業用施設 災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧事業(単独)	22,630	15,999		96	15,903
10 災害復旧費	1 農林水産業施設 災害復旧費	2 林業施設災害復 旧費	林道施設災害復旧事業(補助)	1,111,889	821,430		798,323	23,107
10 災害復旧費	2 公共土木施設災 害復旧費	1 道路橋梁災害復 旧費	道路橋梁災害復旧事業(補助)	960,000	817,524		425,338	392,186
10 災害復旧費	2 公共土木施設災 害復旧費	1 道路橋梁災害復 旧費	道路橋梁災害復旧事業(単独)	21,000	21,000			21,000
合 計				2,680,582	2,084,641	0	1,487,354	597,287

報告第6号

令和6年度事故繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、下記について別紙のとおり報告する。

令和7年6月4日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1 令和6年度事故繰越繰越計算書

提案理由

地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものである。

令和6年度事故繰越繰越計算書(一般会計)

款	項	事業名	支出 行為 負担 額	左 の 内 訳		支出 負 担 行為 為 予 定 額	翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳						説 明
				支出 済 額	支出 未 済 額			既 収 入 特 定 財 源	未収入特定財源				一般財源	
									国庫支出金	県支出金	町 債	その他		
10 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧事業 (補助)	円 105,364,944	円 94,427,144	円 10,937,800	円 0	円 10,937,800	円 0	円 0	円 9,662,000	円 0	円 11,000	円 1,264,800	
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業 (補助)	358,656,549	116,770,949	241,885,600	0	241,885,600	0	201,096,000		0	0	40,789,600	
合 計			464,021,493	211,198,093	252,823,400	0	252,823,400	0	201,096,000	9,662,000	0	11,000	42,054,400	

報告第 7 号

令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計繰越計算書の報告について

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、下記について別紙とおリ報告する。

令和 7 年 6 月 4 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1 令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計繰越計算書

提案理由

地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものである。

令和6年度 美郷町簡易水道事業会計繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	国道388号 北郷天ヶ瀬横断水道管布設替工事	4,262,000	0	4,262,000	0	0	4,262,000	0	0	国道横断に際し、その工法について土木事務所との協議に時間を要し着工許可に至らなかったため。

○参考

地方公営企業法ぬきがき

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定に基づき、下記について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年6月4日 提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1. 専決第5号 工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更について

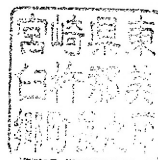
令和5年5月8日議案第38号をもって議決を得た、令和4年度4年災公共土木施設災害復旧事業第123号(1工区)2級町道山瀬橋・長崎線道路災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月21日

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- | | | |
|------------|---|--------------|
| 1. 契約の目的 | 令和4年度4年災公共土木施設災害復旧事業第123号
(1工区)2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事 | |
| 2. 契約変更の理由 | 設計変更のため | |
| 3. 契約変更の内容 | 現在の契約金額 | 49,204,290 円 |
| | 今回の変更金額 | -1,386,143 円 |
| | 変更後の契約金額 | 47,818,147 円 |
| 4. 契約の相手方 | 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7
株式会社 三郎建設
代表取締役 黒木 文也 | |



工事請負変更契約書

工事名 令和4年度 4年災 公共土木施設災害復旧事業 第123号（1工区）

2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事

工事場所 東臼杵郡 美郷町 西郷山三ヶ地内

工期 自 令和 5 年 5 月 8 日

至 令和 7 年 3 月 25 日

請負代金 増 額

減 額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1		3	8	6	1	4	3

〔うち取引に係る消費税額〕

億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	1		2	6	0	1	3

資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

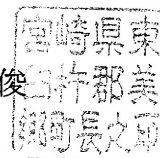
(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

令和 5 年 4 月 25 日契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 3 月 21 日

発注者 美郷町長 田中 秀俊

印



請負者

住 所 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7
商号又は名称 株式会社 三郎建設
代表者氏名 代表取締役 黒木 文也



議案第 1 号

工事請負契約の変更について

令和5年5月8日議案第38号をもって議決を得た、令和4年度4年災公共土木施設災害復旧事業第123号(1工区)2級町道山瀬橋・長崎線道路災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年2月17日提出

美郷町長 田中秀俊

1110

- | | | |
|------------|---|---------------|
| 1. 契約の目的 | 令和4年度4年災公共土木施設災害復旧事業第123号
(1工区)2級町道山瀬橋・長崎線道路災害復旧工事 | |
| 2. 契約変更の理由 | 設計変更のため | |
| 3. 契約変更の内容 | 現在の契約金額 | 112,200,000 円 |
| | 今回の変更金額 | -62,995,710 円 |
| | 変更後の契約金額 | 49,204,290 円 |
| 4. 契約の相手方 | 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7
株式会社 三郎建設
代表取締役 黒本文也 | |

提案理由

令和4年度4年災公共土木施設災害復旧事業第123号(1工区)2級町道山瀬橋・長崎線道路災害復旧工事について、契約金額を変更する必要があるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号、及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出する。

この可は議決當に於てと相違ない事を証明する

令和 7 年 2 月 17 日
美解阿議会議長 那 須 富 重

令和 7 年 2 月 17 日 原案
美郷町議会議長 那 須 富

東鑑金部
與郭詒之
論決重議



工事請負変更仮契約書



- 1 工事名 令和4年度4年災 公共土木施設災害復旧事業 第123号(1工区)
2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事
- 2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内
- 3 工期 自 令和 5 年 5 月 8 日
至 令和 7 年 3 月 25 日

4 請負金額 減額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	6	2	9	9	5	7	1	0

〔うち取引に係る消費税額〕	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	5	7	2	6	8	8	2	

6 資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

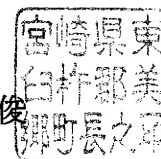
特約事項 この契約書は、この契約の締結に係る町議会の議決を経たときは、地方自治法(昭和22年法律67号)第234条第5項の契約書とみなすものとする。

令和 5 年 5 月 8 日契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

本契約日令和 7 年 2 月 17 日(議案第 1 号 議決)

令和 7 年 2 月 7 日

発注者 東臼杵郡美郷町長 田中 秀 俊



請負者 住 所 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7
商号又は名称 株式会社 三郎建設
代表者氏名 代表取締役 黒木文也





議案第 38 号

工事請負契約の締結について

令和 5 年 4 月 21 日に入札に付した下記工事について、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (平成 18 年美郷町条例第 54 号) 第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 8 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和 4 年度 4 年災 公共土木施設災害復旧事業
第 123 号 (1 工区) 2 級町道 山瀬橋・長崎線
道路災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 112,200,000 円
(うち取引に係る消費税額 10,200,000 円)
- 4 契約の相手方 宮崎県日向市東郷町山陰丙 1479 番地 7
株式会社 三郎建設
代表取締役 黒木 文也

提案理由

令和 4 年度 4 年災 公共土木施設災害復旧事業 第 123 号 (1 工区)
2 級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事を施工するにあたり、そ
の工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。

この写は議決書の原本と相違ない事を証明する

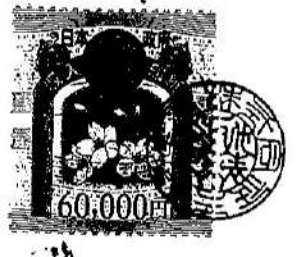
令和 5 年 5 月 8 日

美郷町議会議員 山本文男



令和 5 年 5 月 8 日原案可決
美郷町議会議員 山本文男





工事請負仮契約書



- 1 工事名 令和4年度 4年災 公共土木施設災害復旧事業 第123号(1工区)
2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事
- 2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内
- 3 工期 自 令和 5 年 5 月 8 日
至 令和 6 年 3 月 29 日

4 請負金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	1	1	2	2	0	0	0	0	0

うち取引に係る消費税額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	1	0	2	0	0	0	0	0	0

5 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	1	1	2	2	0	0	0	0	0

- 6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)
- (1) 分別解体等の方法
 - (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
 - (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
 - (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町と請負者 株式会社 三郎建設とは、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払いの回数 3 回 以 内

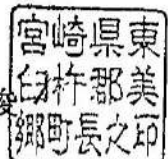
- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

本契約日 令和 5 年 5 月 8 日(議案第38号 議決)

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 4 月 25 日

美郷町
発注者 美郷町長 田中 秀俊



請負者 住 所 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7

商号又は名称 株式会社 三郎建設

代表者氏名 代表取締役 黒木文也





工期変更協議書

工 事 名	令和4年度 4年災 工期土木施設災害復旧事業 第123号（1工区） 2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事
工 事 場 所	東臼杵郡 美郷町西郷山三ヶ地内
工 期	自 令 和 5 年 5 月 8 日 至 令 和 6 年 3 月 29 日
変 更 の 理 由	当該工事において、令和5年5月に契約を締結し、工事施工中であったが、8月7日から10日に発生した台風6号の影響により、本工事の資材搬入路である同道路の路肩が崩壊し大型車両の通行が不能となった。この復旧には6ヶ月程度の時間を要する見込みとなり、資材等の運搬は4トン車に変更することとなったが、路肩の復旧及び資材の積み替え作業と運搬回数が増えたことにより工事の進捗に約5ヶ月の遅延が生じ、年度内の完成が困難となった。

上記工事の工期終期を令和 6 年 8 月 31 日までに変更したいので協議します。

令和 6 年 3 月 18 日

（請負者） 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7
株式会社 三 郎 建 設
代表取締役 黒本文也

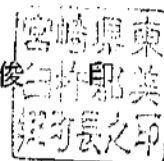


（発注者） 美郷町長 田中 秀俊 殿

上記工事の工期の変更については承知しました。

令和 6 年 3 月 18 日

（発注者） 美郷町長 田中 秀俊



（請負者） 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7
株式会社 三 郎 建 設
代表取締役 黒本文也



様式第10号（約款第24条関係）



工期変更協議書

工 事 名	令和4年度 4年災 工期土木施設災害復旧事業 第123号（1工区） 2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事
工 事 場 所	東臼杵郡 美郷町西郷山三ヶ地内
工 期	自 令和 5 年 5 月 8 日 至 令和 6 年 8 月 31 日
変 更 の 理 由	令和6年4月13日に掘削箇所上方部の地山（斜面）崩壊が発生し、崩壊斜面の保護工法及び対策の検討に時間を要し、工期内の完了が困難となったため。

上記工事の工期終期を令和 7 年 3 月 25 日までに変更したいので協議します。

令和 6 年 8 月 16 日

（請負者） 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7
株式会社 三 郎 建 設
代表取締役 黒本文也

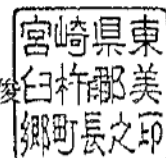


（発注者） 美郷町長 田中 秀俊 殿

上記工事の工期の変更については承知しました。

令和 6 年 8 月 16 日

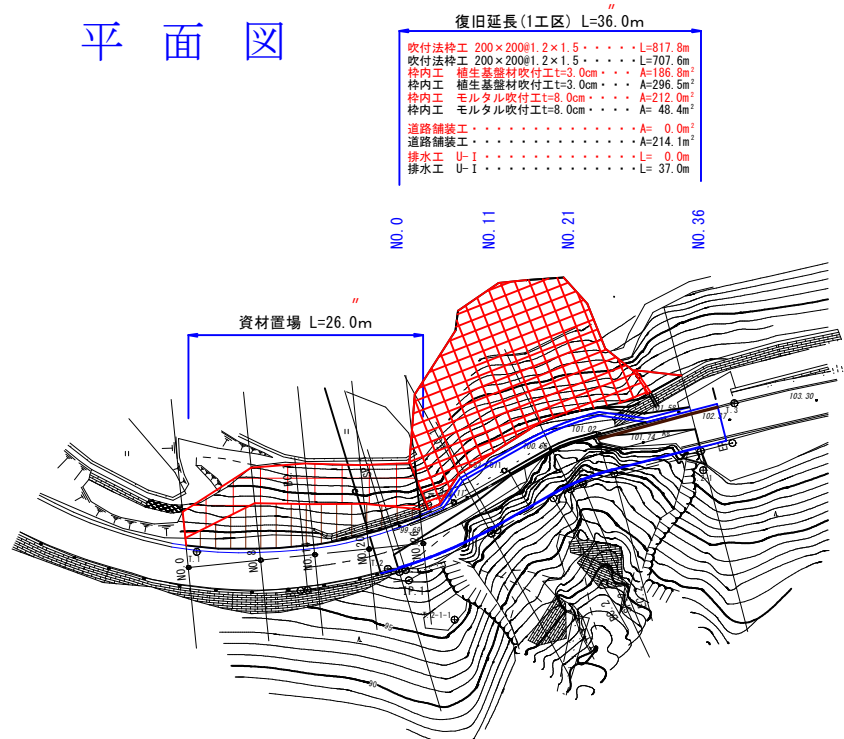
（発注者） 美郷町長 田中 秀俊



（請負者） 宮崎県日向市東郷町山陰丙1479番地7
株式会社 三 郎 建 設
代表取締役 黒本文也

令和4年度 4年災 123号(1工区)
2級町道 山瀬橋・長崎線 道路災害復旧工事

平面図



請負業者名	(株) 三郎建設
着工	令和5年5月 8日
完成	令和7年3月25日
当初工事請負費	112,200,000円
第1回変更額 減額	62,995,710円
第1回変更工事請負費	49,204,290円
第2回変更額 減額	1,386,143円
第2回変更工事請負費	47,818,147円

承認第 2 号

美郷町税条例の一部を改正する条例の専決処分（専決第 6 号）の
承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記
について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告
し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 4 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1 専決第 6 号 美郷町税条例の一部を改正する条例

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が、令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴
い関係する美郷町税条例の一部改正が必要になったことから、令和 7 年 3 月 31 日
付けで所要の改正を行うとともに専決処分を行ったので、議会へ報告し承認を求め
るものです。

専決第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

美郷町長 田 中 秀 俊

記

美郷町税条例の一部を改正する条例（令和 7 年美郷町条例第 12 号）

美郷町条例第12号

美郷町税条例の一部を改正する条例

美郷町税条例（平成18年美郷町条例第57号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、美郷町公告式条例（平成18年美郷町条例第3号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示して行うものとする。</u>	（公示送達） 第18条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を美郷町公告式条例（平成18年美郷町条例第3号）第2条に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を町の事務所に設置した電子計算機の映像画に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u>
（納税証明事項） 第18条の3 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第18条の3 <u>施行規則</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。
（所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項まで	（所得控除） 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項まで

の規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、宮崎県知事又は宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの

(4)・(5) [略]

2 [略]

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有し

の規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第2項第4号に規定する寄附金のうち、宮崎県知事又は宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの

(4)・(5) [略]

2 [略]

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有し

なかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係る者を除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 [略]

- 10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

なかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係る者を除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第6項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～9 [略]

- 10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

- （1）・（2） 〔略〕
- （3） 扶養親族の氏名

（4） 〔略〕

2～6 〔略〕

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

（個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

- （1）・（2） 〔略〕
- （3） 扶養親族又は特定親族の氏名

（4） 〔略〕

2～6 〔略〕

（個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で町内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなけれ

- (1)・(2) [略]
(3) 扶養親族の氏名
(4) [略]
2～5 [略]

(町民税の減免)

第51条 [略]

2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合には、この限りでない。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号

(2)・(3) [略]

3 [略]

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

ばならない。

- (1)・(2) [略]
(3) 扶養親族又は特定親族の氏名
(4) [略]
2～5 [略]

(町民税の減免)

第51条 [略]

2 前項の規定により町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合には、この限りでない。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)

(2)・(3) [略]

3 [略]

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) [略]

2 [略]

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第89条 [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事

(2)～(4) [略]

2 [略]

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ [略]

(2)・(3) [略]

(種別割の減免)

第89条 [略]

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事

務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) [略]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) [略]

3 [略]

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)・(4) [略]

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) [略]

3 [略]

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 [略]

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、町長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。))を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。))が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。))の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並び

(6) [略]

3 [略]

4 [略]

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) [略]

3 [略]

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。

に運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) [略]

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 [略]

5 [略]

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 [略]

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)・(3) [略]

3 [略]

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。

以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) [略]

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2～13 [略]

14 [略]

15 [略]

(平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の2第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、4月30日)までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)・(3) [略]

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 [略]

2～13 [略]

14 町長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類が提出され、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

15 [略]

16 [略]

(1) 納税義務書の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他町長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務書（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出しなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割

合

(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の2第9項の規定のにより特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次の項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重

	<u>量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法</u> <u>2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。</u> <u>3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。</u> <u>4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。</u> <u>（1） 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの</u> <u>（2） 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの</u>
--	---

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- （2） 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第6条の規定 令和8年4月1日

(3) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(4) 第34条の7第1項の改正規定及び附則第3条第2項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の美郷町税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和7年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の美郷町税条例第34条の7第1項第3号の規定の適用については、同号中「公益信託の信託財産とするために支出したもの」とあるのは「公益信託の信託財産とするために支出したもの（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、宮崎県知事又は宮崎県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したものを含む。）」とする。

3 令和8年度分の個人の町民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項のただし書中「特定親族特別控除額（（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。））」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

4 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の美郷町税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

5 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

- 第6条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る町たばこ税については、なお従前の例による。
- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、美郷町税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
- （1） 美郷町税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- （2） 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

承認第 3 号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分 (専決第 7 号) の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 4 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

1 専決第 7 号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律が、令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、関係する美郷町国民健康保険税条例の一部改正が必要になったことから、令和 7 年 3 月 31 日付けで所要の改正を行うとともに専決処分を行ったので、議会へ報告し承認を求めるものです。

専決第 7 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

美郷町長 田 中 秀 俊

記

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和 7 年美郷町条例第 13 号）

美郷町条例第13号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美郷町国民健康保険税条例（平成18年美郷町条例第60号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（課税額） 第2条 〔略〕 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 〔略〕 （国民健康保険税の減額） 第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付	（課税額） 第2条 〔略〕 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 〔略〕 （国民健康保険税の減額） 第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付

金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

2～4 [略]

金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ [略]

2～4 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の美郷町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第4号

令和6年度美郷町一般会計補正予算（第11号）の専決処分（専決第8号）の承認を求める。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年6月4日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 専決第8号 令和6年度美郷町一般会計補正予算（第11号）

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

専決第8号

令和6年度美郷町一般会計補正予算（第11号）

令和6年度美郷町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ222,785千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,488,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

上記は地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年3月31日

美郷町長 田中秀俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 町 税		852,660	2,253	854,913
	1 町 民 税	129,839	46	129,885
	2 固定資産税	671,784	△139	671,645
	3 軽自動車税	24,779	△144	24,635
	4 市町村たばこ税	14,291	1,458	15,749
	5 入 湯 税	11,967	1,032	12,999
2 地方譲与税		279,385	31,717	311,102
	1 地方揮発油譲与税	27,758	3,961	31,719
	2 自動車重量譲与税	88,627	8,446	97,073
	4 森林環境譲与税	163,000	19,310	182,310
3 利子割交付金		64	28	92
	1 利子割交付金	64	28	92
4 配当割交付金		833	1,190	2,023
	1 配当割交付金	833	1,190	2,023
5 株式等譲渡所得割交付金		672	1,313	1,985
	1 株式等譲渡所得割交付金	672	1,313	1,985
6 法人事業税交付金		7,066	373	7,439
	1 法人事業税交付金	7,066	373	7,439
7 地方消費税交付金		106,841	14,097	120,938
	1 地方消費税交付金	106,841	14,097	120,938
9 自動車税環境性能割交付金		9,786	1,146	10,932
	1 自動車税環境性能割交付金	9,786	1,146	10,932
11 地方交付税		4,061,621	305,438	4,367,059
	1 地方交付税	4,061,621	305,438	4,367,059
13 分担金及び負担金		45,313	△63	45,250
	2 負 担 金	37,765	△63	37,702
14 使用料及び手数料		60,504	183	60,687
	1 使 用 料	54,171	151	54,322
	2 手 数 料	6,333	32	6,365
15 国庫支出金		1,425,808	△16,714	1,409,094
	2 国庫補助金	355,024	△16,714	338,310
16 県支出金		1,884,926	43,867	1,928,793
	1 県負担金	124,636	46,900	171,536
	2 県補助金	1,741,787	△3,393	1,738,394
	3 委 託 金	18,503	360	18,863

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 財産収入		46,376	3,157	49,533
	1 財産運用収入	40,246	50	40,296
	2 財産売却収入	6,130	3,107	9,237
18 寄 附 金		640,011	△257,713	382,298
	1 寄 附 金	640,011	△257,713	382,298
19 繰 入 金		861,405	△171,249	690,156
	2 基金繰入金	861,103	△171,249	689,854
21 諸 収 入		173,641	△52,408	121,233
	4 延滞金・加算金及び過料	3	3	6
	5 雑 入	140,575	△52,411	88,164
22 町 債		799,973	△129,400	670,573
	1 町 債	799,973	△129,400	670,573
歳 入 合 計		11,710,997	△222,785	11,488,212

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		68,391	△130	68,261
	1 議 会 費	68,391	△130	68,261
2 総 務 費		1,709,248	△173,253	1,535,995
	1 総務管理費	1,574,447	△171,697	1,402,750
	2 徴 税 費	94,783	△1,404	93,379
	3 戸籍住民登録費	25,131	△152	24,979
3 民 生 費		1,114,925	△7,267	1,107,658
	1 社会福祉費	799,628	△7,052	792,576
	2 児童福祉費	314,423	△215	314,208
4 衛 生 費		338,070	△2,821	335,249
	1 保健衛生費	148,425	△1,821	146,604
	2 清 掃 費	189,645	△1,000	188,645
5 農林水産業費		872,972	△21,580	851,392
	1 農 業 費	379,551	△3,131	376,420
	2 林 業 費	492,459	△18,449	474,010
6 商 工 費		294,645	△138	294,507
	1 商 工 費	44,045	△138	43,907
7 土 木 費		591,249	△5,265	585,984
	1 土木管理費	106,805	△1,336	105,469
	3 住 宅 費	123,625	△3,929	119,696
8 消 防 費		431,849	△2,312	429,537
	1 消 防 費	431,849	△2,312	429,537
9 教 育 費		551,123	△9,740	541,383
	1 教育総務費	196,235	△2,601	193,634
	5 幼稚園費	68,384	△1,070	67,314
	6 社会教育費	227,283	△6,069	221,214
10 災害復旧費		3,153,842	△83	3,153,759
	1 農林水産業施設災害復旧費	1,769,569	△83	1,769,486
12 諸支出金		1,631,683	△196	1,631,487
	4 基金積立金	730,432	△196	730,236
歳 出 合 計		11,710,997	△222,785	11,488,212

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更) (単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 債	5,100	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政治 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 利率見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、その他 の場合には、その債権者と 協定するものによる。 ただし、町財政の都合に より繰上償還又は低利に借 換えすることができる。	5,100	1. 借入方法 証書借入又は 証券発行 2. 借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政治 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 利率見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、その他 の場合には、その債権者と 協定するものによる。 ただし、町財政の都合に より繰上償還又は低利に借 換えすることができる。
災 害 復 旧 事 業 債	173,500				67,400			
臨 時 財 政 対 策 債	8,773				8,773			
過 疎 対 策 事 業 債	196,500				205,500			
辺 地 対 策 事 業 債	17,900				16,800			
合 併 特 例 事 業 債	204,200				174,200			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	167,800				167,800			
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 債	23,500				22,300			
防災・減災・国土強靱化緊 急 対 策 事 業 債	2,700				2,700			
合 計	799,973				670,573			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
1 議 会 費	68,391	△130	68,261					△130
2 総 務 費	1,709,248	△173,253	1,535,995	△16,500	235	△30,000	△146,475	19,487
3 民 生 費	1,114,925	△7,267	1,107,658	△14,714			75,993	△68,546
4 衛 生 費	338,070	△2,821	335,249		△138		△15	△2,668
5 農林水産業費	872,972	△21,580	851,392	14,500	△3,214	△100	37,167	△69,933
6 商 工 費	294,645	△138	294,507				23,414	△23,552
7 土 木 費	591,249	△5,265	585,984		46,859	△600	△47,600	△3,924
8 消 防 費	431,849	△2,312	429,537			7,400	27,000	△36,712
9 教 育 費	551,123	△9,740	541,383				22,495	△32,235
10 災害復旧費	3,153,842	△83	3,153,759			△106,100		106,017
12 諸支出金	1,631,683	△196	1,631,487				△123,706	123,510
歳出合計	11,710,997	△222,785	11,488,212	△16,714	43,742	△129,400	△131,727	11,314

令和 6 年度

美 郷 町 一 般 会 計 補 正 予 算

事 項 別 明 細 書

入 歳

2 歳 入

(款) 1 町 税
(項) 1 町 民 税

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
1			町 税	852,660	2,253	854,913			
	1		町 民 税	129,839	46	129,885			
		1	個 人	117,065	△1,036	116,029	1 現年課税分	△186	1 現年課税分 (1) 現年課税分
							2 滞納繰越分	△850	1 滞納繰越分 (1) 滞納繰越分
		2	法 人	12,774	1,082	13,856	1 現年課税分	1,082	1 現年課税分 (1) 現年課税分
	2		固定資産税	671,784	△139	671,645			
		1	固定資産税	666,344	△139	666,205	1 現年課税分	△139	1 現年課税分 (1) 現年課税分
	3		軽自動車税	24,779	△144	24,635			
		1	軽自動車税種別割	23,832	△273	23,559	1 現年課税分	△273	1 現年課税分 (1) 現年課税分
		2	軽自動車税環境性能割	947	129	1,076	1 現年課税分	129	1 現年課税分 (1) 現年課税分
	4		市町村たばこ税	14,291	1,458	15,749			
		1	市町村たばこ税	14,291	1,458	15,749	1 現年課税分	1,458	1 現年課税分 (1) 現年課税分
	5		入 湯 税	11,967	1,032	12,999			
		1	入 湯 税	11,967	1,032	12,999	1 現年課税分	1,032	1 現年課税分 (1) 現年課税分
2			地方譲与税	279,385	31,717	311,102			
	1		地方揮発油譲与税	27,758	3,961	31,719			
		1	地方揮発油譲与税	27,758	3,961	31,719	1 地方揮発油 譲与税	3,961	1 地方揮発油譲与税 (1) 地方揮発油譲与税
	2		自動車重量譲与税	88,627	8,446	97,073			
		1	自動車重量譲与税	88,627	8,446	97,073	1 自動車重量 譲与税	8,446	1 自動車重量譲与税 (1) 自動車重量譲与税
	4		森林環境譲与税	163,000	19,310	182,310			
		1	森林環境譲与税	163,000	19,310	182,310	1 森林環境譲 与税	19,310	1 森林環境譲与税 (1) 森林環境譲与税
3			利子割交付金	64	28	92			
	1		利子割交付金	64	28	92			

(一般会計)

(款) 3 利子割交付金
(項) 1 利子割交付金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
		1	利子割交付金	64	28	92	1 利子割交付金	28	1 利子割交付金 (1) 利子割交付金
4			配当割交付金	833	1,190	2,023			
	1		配当割交付金	833	1,190	2,023			
		1	配当割交付金	833	1,190	2,023	1 配当割交付金	1,190	1 配当割交付金 (1) 配当割交付金
5			株式等譲渡所得割交付金	672	1,313	1,985			
	1		株式等譲渡所得割交付金	672	1,313	1,985			
		1	株式等譲渡所得割交付金	672	1,313	1,985	1 株式等譲渡所得割交付金	1,313	1 株式等譲渡所得割交付金 (1) 株式等譲渡所得割交付金
6			法人事業税交付金	7,066	373	7,439			
	1		法人事業税交付金	7,066	373	7,439			
		1	法人事業税交付金	7,066	373	7,439	1 法人事業税交付金	373	1 法人事業税交付金 (1) 法人事業税交付金
7			地方消費税交付金	106,841	14,097	120,938			
	1		地方消費税交付金	106,841	14,097	120,938			
		1	地方消費税交付金	106,841	14,097	120,938	1 地方消費税交付金	14,097	1 地方消費税交付金 6,053 (1) 地方消費税交付金 (6,053) 2 地方消費税交付金(社会保障費分) 8,044 (1) 地方消費税交付金(社会保障費分) (8,044)
9			自動車税環境性能割交付金	9,786	1,146	10,932			
	1		自動車税環境性能割交付金	9,786	1,146	10,932			
		1	自動車税環境性能割交付金	9,786	1,146	10,932	1 自動車税環境性能割交付金	1,146	1 自動車税環境性能割交付金 (1) 自動車税環境性能割交付金
11			地方交付税	4,061,621	305,438	4,367,059			
	1		地方交付税	4,061,621	305,438	4,367,059			
		1	地方交付税	4,061,621	305,438	4,367,059	1 地方交付税	305,438	1 特別交付税 (1) 特別交付税
13			分担金及び負担金	45,313	△63	45,250			
	2		負 担 金	37,765	△63	37,702			
		3	農林水産業費負担金	132	△63	69	1 林業費負担金	△63	1 林業費負担金 (1) 林道トンネル電気料負担金
14			使用料及び手数料	60,504	183	60,687			

(一般会計)

(款) 14 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
							区 分	金 額		
	1		使 用 料	54,171	151	54,322				
		1	総務使用料	8,108	93	8,201	1 総務費使用 料	65	1 総務使用料 (1)南郷多目的研修センター使用料 (2)複写機使用料	65 (32) (33)
						5 お試し滞在 施設使用料	28	1 お試し滞在施設使用料 (1)お試し滞在施設使用料		
		4	商工使用料	2,118	58	2,176	1 商工費使用 料	58	1 商工使用料 (1)百済小路、神門庵使用料 (2)西の正倉院、百済の館入場料 (3)水清谷オートキャンプ場使用料	58 (45) (△11) (24)
	2		手 数 料	6,333	32	6,365				
		1	総務手数料	2,473	32	2,505	1 総務手数料	32	1 税務証明手数料 (1)税務証明手数料 2 督促手数料 (1)督促手数料 3 地籍成果閲覧等手数料 (1)地籍成果の閲覧及び交付手数料 4 自動車臨時運行許可申請手数料 (1)自動車臨時運行許可申請手数料	20 (20) 8 (8) 5 (5) △1 (△1)
	15		国庫支出金	1,425,808	△16,714	1,409,094				
		2	国庫補助金	355,024	△16,714	338,310				
		1	総務費国庫補助金	141,634	△16,714	124,920	1 総務費補助 金	△16,714	1 個人番号制度事務補助金 (1)番号制度カード発行等事務補助金 2 地方創生推進交付金 (1)地方創生推進交付金	△350 (△350) △16,364 (△16,364)
	16		県支出金	1,884,926	43,867	1,928,793				
	1	県負担金	124,636	46,900	171,536					
	4	土木費県負担金	0	46,900	46,900	1 住宅費県負 担金	46,900	1 水防災事業協定負担金 (1)和田地区土地利用一体型水防災事業協定負担金		
	2	県補助金	1,741,787	△3,393	1,738,394					
	3	衛生費県補助金	981	△138	843	1 保健衛生費 補助金	△138	1 不妊検査事業費補助金 (1)不妊検査事業費補助金 2 骨髄等移植ドナー助成支援事業費補助金 (1)骨髄等移植ドナー助成支援事業費補助金	△33 (△33) △105 (△105)	

(一般会計)

(款) 16 県支出金
(項) 2 県補助金

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
		4	農林水産業費県補助金	203,611	△3,214	200,397	3 林業費補助金	△3,214	1 特用林産物振興補助金 △814 (1) しいたけ等特用林産物生産体制強化事業県補助金 (△814) 2 治山事業補助金 △2,400 (1) 自然災害防止治山事業県補助金 (△2,400)
		8	土木費県補助金	24,417	△41	24,376	3 住宅費県補助金	△41	1 住宅・建築物耐震改修等事業費補助金 (1) 住宅・建築物耐震改修等事業費補助金
	3	委 託 金	18,503	360	18,863				
	1	総務費委託金	18,076	360	18,436	1 総務費委託金	△3	1 地域人権啓発活動活性化事業 (1) 地域人権啓発活動活性化事業委託金	
						2 徴税費委託金	125	1 県民税徴収事務委託金 (1) 県民税徴収事務委託金	
3 選挙費委託金						238	1 衆議院議員選挙委託金 (1) 衆議院議員選挙委託金		
17			財産収入	46,376	3,157	49,533			
	1		財産運用収入	40,246	50	40,296			
		2	財産貸付収入	35,547	50	35,597	1 土地建物貸付収入	50	1 町有土地建物貸付収入(総務) (1) 町有土地一時貸付収入
	2		財産売払収入	6,130	3,107	9,237			
		1	不動産売払収入	6,130	3,107	9,237	1 その他不動産売払収入	3,107	1 公有林立木売払収入 (1) 公有林立木売払収入
18			寄 附 金	640,011	△257,713	382,298			
	1		寄 附 金	640,011	△257,713	382,298			
		3	ふるさと寄付金(納税)	637,880	△257,713	380,167	1 ふるさと寄付金(納税)	△257,713	1 ふるさと寄付金(納税) △247,413 (1) ふるさと応援寄付金(納税) (△247,413) 2 ふるさと応援寄附金(企業版ふるさと納税) 700 (1) ふるさと寄附金(企業版ふるさと納税) (700) 3 ふるさと応援寄付金(クラウドファンディング) △10,000 (1) ふるさと応援寄付金(クラウドファンディング) (△10,000) 4 ふるさと応援寄附金(災害支援) △1,000 (1) ふるさと応援寄附金(災害支援) (△1,000)
19			繰 入 金	861,405	△171,249	690,156			
	2		基金繰入金	861,103	△171,249	689,854			

(一般会計)

(款) 19 繰入金
(項) 2 基金繰入金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
							区 分	金 額		
		1	財政調整基金繰入金	615,459	△350,781	264,678	1 財政調整基金繰入金	△350,781	1 財政調整基金繰入金 (1)財政調整基金繰入金	
		15	森林環境譲与税基金繰入金	163,000	3,239	166,239	1 森林環境譲与税基金繰入金	3,239	1 森林環境譲与税基金繰入金 (1)森林環境税基金繰入金	
		16	ふるさと応援基金繰入金	0	176,293	176,293	1 ふるさと応援基金繰入金	176,293	1 ふるさと応援基金繰入金 (1)ふるさと応援基金繰入金	
21			諸 収 入	173,641	△52,408	121,233				
	4		延滞金・加算金及び過料	3	3	6				
		1	延 滞 金	3	3	6	1 延 滞 金	3	1 町税延滞金 (1)町・県民税延滞金	
	5		雑 入	140,575	△52,411	88,164				
		1	雑 入	140,575	△52,411	88,164	1 雑 入	△52,411	1 県営林道事業用地対策推進協議会負担金 (1)県営林道事業用地対策推進協議会負担金 2 コミュニティ助成事業助成金 (1)コミュニティ助成事業助成金 3 未熟児養育医療個人負担金 (1)未熟児養育医療個人負担金 4 自動販売機設置電気代 (1)自動販売機設置電気料 5 自動販売機売上手数料 (1)自動販売機売上手数料 6 雑入 (1)和田地区土地利用一体型防水事業協定負担金	△1,000 (△1,000) △4,600 (△4,600) △15 (△15) 69 (69) 35 (35) △46,900 (△46,900)
22			町 債	799,973	△129,400	670,573				
	1		町 債	799,973	△129,400	670,573				
		5	災害復旧事業債	173,500	△106,100	67,400	1 農林水産施設災害復旧債 2 公共土木施設災害復旧債	△2,400 △103,700	1 林業用施設災害復旧債 (1)過年発生林業施設災害復旧債 1 公共土木施設災害復旧債 (1)現年発生公共土木施設災害復旧債 (2)過年発生公共土木施設災害復旧債	 △103,700 (△46,800) (△56,900)

(一般会計)

(款) 22 町 債
(項) 1 町 債

(単位：千円)

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	節		説 明	
						区 分	金 額		
		20	過疎対策事業債	196, 500	9, 000	205, 500	1 林道整備事業債	△100	1 林道整備事業債 △100 (1) 県単林道舗装事業債 (過疎) (△200) (2) 町単林道整備事業債 (過疎) (100)
							2 町道整備事業債	1, 700	1 町道整備事業債 1, 700 (1) 町単町道整備事業債 (過疎) (△200) (2) 防災・安全交付金債 (通学路対策) (1, 900)
							10 ソフト事業債	7, 400	1 救急救命対策事業債 (1) 救急救命業務対策事業債
		21	辺地対策事業債	17, 900	△1, 100	16, 800	1 町道整備事業債	△1, 100	1 町道整備事業債 (1) 防災・安全交付金債 (道路環境の整備 辺地町道)
		22	合併特例事業債	204, 200	△30, 000	174, 200	7 CATV施設整備事業債	△30, 000	1 CATV施設整備事業債 (1) CATV施設整備事業債
		26	緊急自然災害防止対策事業債	23, 500	△1, 200	22, 300	1 緊急自然災害防止対策事業債	△1, 200	1 緊急自然災害防止対策事業債 (1) 緊急自然災害防止対策事業債

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 1 議 会 費
(項) 1 議 会 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
1			議 会 費	68,391	△130	68,261		△130			
	1		議 会 費	68,391	△130	68,261		△130			
		1	議 会 費	68,391	△130	68,261		△130			
									3 職員手当等	△41	1 一般職員人件費(議会) 時間外勤務手当 △130 (△41)
									4 共 済 費	△89	県市町村職員共済組合負担金 (△89)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	1		総 務 費	1,709,248	△173,253	1,535,995	△192,740	19,487			
			総務管理費	1,574,447	△171,697	1,402,750	△192,628	20,931			
		1	一般管理費	548,058	△3,321	544,737	県支出金	△3,018			
						△3			2 給 料	△1,176	1 一般・特別職員人件費(総務) △2,874
						その他					給料 (△1,176)
						△300			3 職員手当等	△603	扶養手当 (△165)
											住居手当 (△83)
									4 共 済 費	△1,542	勤勉手当 (△135)
											時間外勤務手当 (△220)
											県市町村職員共済組合負担金 (△1,000)
											県市町村職員共済組合負担金追加費用 (△50)
											旧恩給組合条例払込金 (△45)
											2 非常勤職員社会保険費 △447
											県市町村職員共済組合負担金（パートタイム会計年度任用職員）
											(△223)
											会計年度任用職員社会保険料負担金 (△224)
		2	財産管理費	89,267	△800	88,467	その他	△1,320			
						520			10 需 用 費	△800	1 南郷庁舎管理費 △200
											電気料 (△200)
											2 その他財産管理費（南郷地域課） △600
											電気料 (△600)
		3	交通安全防犯対策費	5,700	0	5,700	国庫補助金	△270			
						270					
		4	企 画 費	509,637	△167,381	342,256	国庫補助金	△4,322			
						△16,364			1 報 酬	△1,600	1 地域おこし活動費（企画） △1,593
						その他					地域おこし協力隊起業支援補助金 (△1,593)
						△146,695			7 報 償 費	△95,915	2 地区別定住戦略実践事業 △17,919
											集落支援員報酬 (△1,600)
									8 旅 費	△60	地区別定住戦略事業（中間支援業務委託料） (△1,279)
											地区別定住戦略事業（実践事業補助金） (△15,040)
									11 役 務 費	△46,277	3 地域交通対策協議会費 △339
											地域交通対策協議会委員謝礼 (△279)
									12 委 託 料	△1,279	地域交通対策協議会費用弁償 (△60)
											4 ふるさと納税推進 △147,530
											ふるさと納税返礼品 (△95,636)

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
									18 負担金補助及び交付金	△21,250	ふるさと納税決済手数料 (△4,561) ふるさと納税一括業務代行手数料 (△41,716) クラウドファンディング型ふるさと応援事業補助金 (△4,000)
									25 寄 附 金	△1,000	ふるさと納税データ活用研究事業補助金 (△617) 能登半島地震災害支援寄附金 (△1,000)
		5	電算システム管理費	166,656	△170	166,486	国庫補助金 △56	△114			
									12 委 託 料	△170	1 その他電算管理費 △170 システム改修委託料 (△170)
		6	CATVセンター運営費	243,521	△25	243,496	地方債 △30,000	29,975			
									4 共 済 費	△25	1 一般職員人件費(CATV) △25 県市町村職員共済組合負担金 (△25)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		2	徴税費	94,783	△1,404	93,379		△1,404			
		1	税務総務費	77,569	△576	76,993		△576			
									3 職員手当等	△129	1 一般職員人件費(税務総務) △576 児童手当 (△70)
									4 共 済 費	△447	時間外勤務手当 (△59) 県市町村職員共済組合負担金 (△447)
		2	賦課徴収費	17,214	△828	16,386		△828			
									12 委 託 料	△346	1 賦課徴収一般経費 △828 新增築家屋調査委託料 (△346)
									18 負担金補助及び交付金	△482	地方税共同機構負担金 (△482)

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 3 戸籍住民登録費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	3		戸籍住民登録費	25,131	△152	24,979	△350	198			
		1	戸籍住民登録費	25,131	△152	24,979	国庫補助金 △350	198			
									3 職員手当等	△74	1 一般職員人件費(戸籍住民登録)
									4 共 済 費	△78	勤勉手当 時間外勤務手当 県市町村職員共済組合負担金

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	4		選挙費	10,085	0	10,085	238	△238			
		6	衆議院議員選挙費	9,530	0	9,530	県支出金 238	△238			

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3	1		民 生 費	1, 114, 925	△7, 267	1, 107, 658	61, 279	△68, 546			
			社会福祉費	799, 628	△7, 052	792, 576	5, 286	△12, 338			
		1	社会福祉総務費	270, 885	△6, 995	263, 890	国庫補助金 △14, 714 その他 10, 000	△2, 281			
									2 給 料	△30	1 臨時特別給付金事業 臨時特別給付金（住民税非課税世帯給付金） △5, 750 (△5, 750)
									3 職員手当等	△545	2 一般職員人件費(社会福祉総務) 給料 △1, 245 (△30)
									4 共 済 費	△670	管理職手当 (△200)
									19 扶 助 費	△5, 750	勤勉手当 (△40)
											児童手当 (△20)
											時間外勤務手当 (△285)
											県市町村職員共済組合負担金 (△670)
		2	社会福祉施設費	16, 788	△57	16, 731		△57			
									1 報 酬	△50	1 老人ホーム運営費 △57 (△50)
									8 旅 費	△7	養護老人ホーム再建設検討委員会委員報酬 (△50)
											養護老人ホーム再建設検討委員費用弁償 (△7)
		3	高齢者福祉費	275, 212	0	275, 212	その他 5, 000	△5, 000			
		4	障がい福祉費	236, 743	0	236, 743	その他 5, 000	△5, 000			

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2		児童福祉費	314, 423	△215	314, 208	55, 366	△55, 581			
		1	児童福祉総務費	86, 985	△215	86, 770	その他 2, 000	△2, 215			
									2 給 料	△115	1 一般職員人件費(児童福祉総務) 給料 △215 (△115)
									4 共 済 費	△100	県市町村職員共済組合負担金 (△100)
		2	児童福祉施設費	227, 438	0	227, 438	その他 53, 366	△53, 366			

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 3 災害救助費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	3		災害救助費	874	0	874	627	△627			
		1	災害救助費	874	0	874	その他 627	△627			

(款) 4 衛 生 費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4	1		衛 生 費	338,070	△2,821	335,249	△153	△2,668			
			保健衛生費	148,425	△1,821	146,604	△153	△1,668			
		1	保健衛生総務費	59,683	△511	59,172		△511			
									2 給 料	△62	1 一般職員人件費(保健衛生総務) 給料 △511 (△62)
									3 職員手当等	△169	扶養手当 (△18)
									4 共 済 費	△280	通勤手当 (△93)
											勤勉手当 (△38)
											時間外勤務手当 (△20)
											県市町村職員共済組合負担金 (△280)
	2		予 防 費	41,969	△1,310	40,659	県支出金 △138	△1,157			
							その他 △15		18 負担金補助及び交付金	△210	1 健康づくり支援費 △1,100 【創】不妊治療助成金 (△1,100)
									19 扶 助 費	△1,100	2 予防一般経費 △210 骨髄等移植ドナー支援事業奨励金 (△210)

(款) 4 衛 生 費
(項) 2 清 掃 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2		清 掃 費	189,645	△1,000	188,645		△1,000			
		2	塵芥処理費	91,269	△1,000	90,269		△1,000			
									12 委 託 料	△1,000	1 廃棄物運搬処理費 △1,000 粗大ごみ運搬業務委託料 (△1,000)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 1 農 業 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
							特定財源	一般財源	区 分	金 額		
5			農林水産業費	872, 972	△21, 580	851, 392	48, 353	△69, 933				
	1		農 業 費	379, 551	△3, 131	376, 420	22, 800	△25, 931				
		2	農業総務費	45, 834	△824	45, 010		△824				
								3 職員手当等	△524	1 一般職員人件費（農業総務） 扶養手当 通勤手当 勤勉手当 児童手当 時間外勤務手当 県市町村職員共済組合負担金	△824 (△31) (△55) (△10) (△130) (△298) (△300)	
								4 共 済 費	△300			
	3		農業振興費	174, 369	△899	173, 470	その他 8, 300	△9, 199				
									1 報 酬	△36	1 6次産業化推進事業 産業振興推進協議会委員報酬 講師謝礼 産業振興推進協議会委員費用弁償 異業種サロン食糧費 有料道路使用料 レンタカー借上料 商品開発事業補助金	△899 (△36) (△50) (△10) (△80) (△16) (△7) (△700)
									7 報 償 費	△50		
									8 旅 費	△10		
									10 需 用 費	△80		
									13 使用料及び賃借料	△23		
									18 負担金補助及び交付金	△700		
	4		畜産業費	63, 771	△1, 228	62, 543	国庫補助金 14, 500	△15, 728				
									2 給 料	△411	1 一般職員人件費（畜産業） 給料 住居手当 勤勉手当 時間外勤務手当 県市町村職員共済組合負担金	△1, 228 (△411) (△48) (△25) (△85) (△629)
									3 職員手当等	△188		
									4 共 済 費	△629		
	6		地籍調査費	4, 967	△180	4, 787		△180				
12 委 託 料									△180	1 地籍調査事業費	△180	

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 1 農 業 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
											地籍調査事業委託料 (△180)

(款) 5 農林水産業費
(項) 2 林 業 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2		林 業 費	492, 459	△18, 449	474, 010	25, 553	△44, 002			
		1	林業総務費	59, 906	△594	59, 312	その他 △234	△360			
									2 給 料	△14	1 一般職員人件費(林業総務) △594 給料 (△14)
									3 職員手当等	△313	扶養手当 (△19)
											期末手当 (△78)
									4 共 済 費	△267	時間外勤務手当 (△216)
											県市町村職員共済組合負担金 (△267)
		2	林業振興費	235, 786	△13, 092	222, 694	県支出金 △814 その他 13, 318	△25, 596			
									18 負担金補助 及び交付金	△13, 092	1 森林整備事業(町単) △1, 000 町単森林整備事業補助金 (△1, 000)
											2 特用林産振興事業(県単) △2, 363 しいたけ等特用林産物生産体制強化事業補助金 (△2, 363)
											3 特用林産振興事業(町単) △1, 740 特用林産振興対策事業(種菌購入) 補助金 (△220)
											特用林産振興対策事業(共同選別利用) 補助金 (△270)
											特用林産物振興対策事業(椎茸原木伐採奨励事業) 補助金 (△450)
											特用林産物振興対策事業(椎茸原木確保事業) 補助 (△580)
											特用林産物振興対策事業(活動促進事業) 補助金 (△220)
											4 林業生産組織(担い手)育成強化(町単) △3, 000 町単社会保険等整備事業補助金 (△2, 000)
											町単労働安全推進補助金 (△1, 000)
											5 鳥獣被害対策事業(県単) △4, 989 町有害鳥獣対策協議会運営補助金 (△4, 989)
		3	林道整備費	101, 479	△200	101, 279	地方債 △100 その他 △1, 000	900			
									12 委 託 料	△80	1 県単林道網整備事業 △120 県単林道舗装事業工事費 (△120)
									14 工事請負費	△120	2 農山漁村地域交付金事業(林道整備) △80 橋梁点検業務委託料 (△80)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費
(項) 2 林業費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		4	林道維持費	62,773	△970	61,803	その他 16,783	△17,753			
									10 需 用 費	△670	1 林道維持管理費 消耗品費（施設管理） 工事用資材リース料 2 林道改築改修費 技術補助委託料
									12 委 託 料	△160	△810 (△670) (△140) △160 (△160)
									13 使用料及び 賃借料	△140	
		5	治山事業費	32,223	△3,593	28,630	県支出金 △2,400	△1,193			
									12 委 託 料	△640	1 治山対策事業費 林地崩壊対策事業測量設計委託料 県単治山事業工事請負費 林地崩壊対策事業工事請負費 2 治山一般経費 県治山林道協会負担金
									14 工事請負費	△2,860	△3,500 (△640) (△3,800) (940)
									18 負担金補助 及び交付金	△93	△93 (△93)

(一般会計)

(款) 6 商 工 費
(項) 1 商 工 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6			商 工 費	294,645	△138	294,507	23,414	△23,552			
	1		商 工 費	44,045	△138	43,907		△138			
		1	商工振興費	44,045	△138	43,907		△138			
									3 職員手当等	△83	1 一般職員人件費(商工振興) △138 児童手当 (△50) 時間外勤務手当 (△33) 県市町村職員共済組合負担金 (△55)
									4 共 済 費	△55	

(款) 6 商 工 費
(項) 2 観 光 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2		観 光 費	205,616	0	205,616	23,414	△23,414			
		1	観光振興費	205,616	0	205,616	その他 23,414	△23,414			

(一般会計)

(款) 7 土 木 費
(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7	1		土 木 費	591,249	△5,265	585,984	△1,341	△3,924			
			土木管理費	106,805	△1,336	105,469		△1,336			
		1	土木総務費	106,657	△1,336	105,321		△1,336			
									3 職員手当等	△221	1 町道分筆登記事業 △100 町道未登記分登記委託料 (△100)
									4 共 済 費	△430	2 一般職員人件費(土木総務) 住居手当 (△42)
									10 需 用 費	△425	通勤手当 (△27) 期末手当 (△32)
									12 委 託 料	△100	勤勉手当 (△40) 児童手当 (△80)
									13 使用料及び 賃借料	△160	県市町村職員共済組合負担金 (△430) 3 庁用車管理購入費(土木総務費) 燃料費 (△180) 修繕費(公用車管理) (△245) 庁用車リース料 (△160)

(款) 7 土 木 費
(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2		道路橋梁費	303,915	0	303,915	600	△600			
		2	道路新設改良費	228,740	0	228,740	地方債 600	△600			

(一般会計)

(款) 7 土 木 費
(項) 3 住 宅 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	3		住 宅 費	123,625	△3,929	119,696	△741	△3,188			
		1	公営住宅管理費	26,755	△700	26,055	その他 △700				
									12 委 託 料	△700	1 公営住宅維持管理費 清掃業務委託料 植栽等管理委託料 シロアリ駆除委託料 △700 (△100) (△200) (△400)
		2	公営住宅建設費	67,950	0	67,950	県支出金 46,900 その他 △46,900				
		3	一般住宅対策費	28,920	△3,229	25,691	県支出金 △41	△3,188			
									18 負担金補助 及び交付金	△3,229	1 一般住宅支援費 一般住宅支援事業補助金 △3,229 (△3,229)

(款) 7 土 木 費
(項) 4 河 川 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	4		河 川 費	56,904	0	56,904	△1,200	1,200			
		1	河川砂防費	56,904	0	56,904	地方債 △1,200	1,200			

(一般会計)

(款) 8 消 防 費
(項) 1 消 防 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
8			消 防 費	431,849	△2,312	429,537	34,400	△36,712			
	1		消 防 費	431,849	△2,312	429,537	34,400	△36,712			
		1	非常備消防費	229,864	△2,312	227,552	地方債	△36,712			
							7,400 その他 27,000		2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費	△19 △2,186 △107	1 一般職員人件費(消防) 給料 特殊勤務手当 勤勉手当 児童手当 時間外勤務手当 県市町村職員共済組合負担金

△2,312
(△19)
(△40)
(△40)
(△30)
(△2,076)
(△107)

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9			教 育 費	551,123	△9,740	541,383	22,495	△32,235			
	1		教育総務費	196,235	△2,601	193,634		△2,601			
		2	事務局費	140,251	△2,601	137,650		△2,601			
									3 職員手当等	△2,326	1 一般特別職員人件費(教育委員会) △910 扶養手当 (△100)
									4 共 済 費	△275	住居手当 (△330) 児童手当 (△180) 時間外勤務手当 (△25) 県市町村職員共済組合負担金 (△275) 2 会計年度任用職員人件費(教育委員会) △1,691 期末手当(フルタイム会計年度任用職員) (△661) 期末手当(パートタイム会計年度任用職員) (△359) 勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員) (△447) 勤勉手当(パートタイム会計年度任用職員) (△224)

(款) 9 教育費
(項) 5 幼稚園費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	5		幼稚園費	68,384	△1,070	67,314		△1,070			
		1	幼稚園費	68,384	△1,070	67,314		△1,070			
									2 給 料	△80	1 幼稚園教員人件費 △1,070 給料 (△80)
									3 職員手当等	△780	期末手当 (△420)
									4 共 済 費	△210	時間外勤務手当 (△360) 県市町村職員共済組合負担金 (△210)

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 6 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	6		社会教育費	227,283	△6,069	221,214	22,495	△28,564			
		1	社会教育総務費	48,903	△387	48,516	その他 95	△482			
									3 職員手当等	△237	1 一般職員人件費(社会教育) 住居手当 勤勉手当 時間外勤務手当 県市町村職員共済組合負担金
									4 共 済 費	△150	△387 (△72) (△75) (△90) (△150)
		2	公民館費	22,871	0	22,871	その他 7,000	△7,000			
		4	図書館費	38,709	△4,682	34,027	その他 △4,600	△82			
									17 備品購入費	△4,682	1 図書館管理運営費 移動図書館車購入費
		7	学校給食施設費	67,490	△1,000	66,490	その他 20,000	△21,000			
									10 需 用 費	△1,000	1 美郷町給食施設運営管理費 賄材料費

(一般会計)

(款) 10 災害復旧費
(項) 1 農林水産業施設災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
10			災害復旧費	3,153,842	△83	3,153,759	△106,100	106,017			
	1		農林水産業施設災害復旧費	1,769,569	△83	1,769,486	△2,400	2,317			
		2	林業施設災害復旧費	1,550,698	△83	1,550,615	地方債 △2,400	2,317			
									14 工事請負費	△83	1 林業施設災害復旧事業(単独) 町単林道施設災害復旧工事費 △83 (△83)

(款) 10 災害復旧費
(項) 2 公共土木施設災害復旧費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2		公共土木施設災害復旧費	1,384,273	0	1,384,273	△103,700	103,700			
		1	道路橋梁災害復旧費	1,384,273	0	1,384,273	地方債 △103,700	103,700			

(一般会計)

(款) 12 諸支出金
(項) 4 基金積立金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
12			諸支出金	1,631,683	△196	1,631,487	△123,706	123,510			
	4		基金積立金	730,432	△196	730,236	△123,706	123,510			
		1	基金積立金	730,432	△196	730,236	その他 △123,706	123,510			
									24 積 立 金	△196	1 一般会計基金積立金 123,317 公共施設等整備基金積立金 (100,000) 森林環境譲与税基金積立金 (19,310) 入湯税管理基金積立金 (4,007) 2 ふるさと応援基金積立金 △123,513 ふるさと応援基金積立金 (△123,513)

工事請負契約の変更について

令和6年6月7日議案第40号をもって議決を得た、令和6年度5年災（台風6号1号箇所）その他林道 峰地線災害復旧工事について、下記のとおり契約を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月4日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 契約の目的 | 令和6年度5年災（台風6号1号箇所）
その他林道 峰地線 災害復旧工事 |
| 2. 契約変更の理由 | 設計変更のため |
| 3. 契約変更の内容 | 現在の契約金額 53,350,000 円
今回の変更金額 26,383,431 円
変更後の契約金額 79,733,431 円 |
| 4. 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 優 |

提案理由

令和6年度5年災（台風6号1号箇所）その他林道峰地線災害復旧工事について、契約金額を変更する必要性が生じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号、及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき本案を提出する。



様式第2号（約款第1条関係）



工事請負変更仮契約書

- 1 工事名 令和6年度 5年災（台風6号 1号箇所）
その他林道 峰地線 災害復旧工事
- 2 工事場所 東臼杵郡美郷町西郷田代地内
- 3 工期 自 令和 6 年 6 月 7 日
至 令和 7 年 9 月 30 日

4 請負代金	増額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	減額	¥	2	6	3	8	3	4	3	1	

〔うち取引に係る消費税額〕	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	2	3	9	8	4	9	3	

5 資材の再資源化等に関する事項

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用
- (注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

特記事項 この契約書は、この契約の締結に係る町議会の議決を経たときは、地方自治法（昭和22年法律67号）第234条第5項の契約書とみなすものとする。

令和 6 年 6 月 7 日契約を締結した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事の内容の変更により、前記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 22 日

発注者 美郷町 美郷町長 田中秀俊



請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
商号又は名称 株式会社 吉田建設産業
代表者氏名 代表取締役 吉田 優



議案第 40 号

工事請負契約の締結について

令和 6 年 5 月 16 日に入札に付した下記工事について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年美郷町条例第 54 号)第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- 1 契約の目的 令和 6 年度 5 年災(台風 6 号 1 号箇所)
その他林道 峰地線 災害復旧工事
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 53,850,000 円
(うち取引に係る消費税額 4,850,000 円)
- 4 契約の相手方 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代 503 番地 1
株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉田 優

提案理由

令和 6 年度 5 年災(台風 6 号 1 号箇所)その他林道 峰地線
災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。

令和 6 年 6 月 7 日原案可決
美郷町議会議長 那 須 富 重



様式第1号 (約款第1条関係)



工事請負仮契約書

1 工 事 名 令和6年度 5年災 (台風6号 1号箇所)
その他林道 峰地線 災害復旧工事

2 工 事 場 所 東臼杵郡美郷町西郷田代地内

3 工 期 自 令和 6 年 6 月 7 日
至 令和 7 年 3 月 31 日

4 請 負 代 金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	5	3	3	5	0	0	0	0

〔うち取引に
係る消費税額〕

	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	4	8	5	0	0	0	0	0

5 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	5	3	3	5	0	0	0	0

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号) 第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美 郷 町 と請負者 株式会社 吉 田 建 設 産 業
は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結
し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 出来形部分払いの回数 3 回以内

(2) 特約事項 「本契約は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第96条第1項第5号の規定に
よる美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものと
する。

本契約日令和 6 年 6 月 7 日 (議案第 40 号 議決)

令和 6 年 5 月 17 日

美郷町

発注者 美 郷 町 長 田 中 秀 俊 印

請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代503番地1
商号又は名称 株式会社 吉田建設産業
代表者氏名 代表取締役 吉田 優





工 期 変 更 協 議 書

工 事 名	令和6年度5年災(台風6号 1号箇所) その他林道峰地線 災害復旧工事
工 事 場 所	東臼杵郡美郷町西郷田代
工 期	自 令和 6 年 6 月 7 日 至 令和 7 年 3 月 31 日
変 更 の 理 由	不可視部の協議に時間を要したため。

上記工事の工期終期を令和 7年 9月 30日までに変更したいので協議します。

令和 7 年 3 月 28 日

(発注者又は請負者)

株式会社 吉 田 建 設 産 業
代表取締役 吉 田 優



(請負者又は発注者)

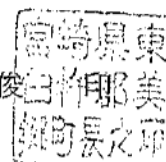
美郷町長 田 中 秀 俊 殿

上記工事の工期の変更については承知しました。

令和 7 年 3 月 28 日

(請負者又は発注者)

美郷町長 田 中 秀 俊 殿



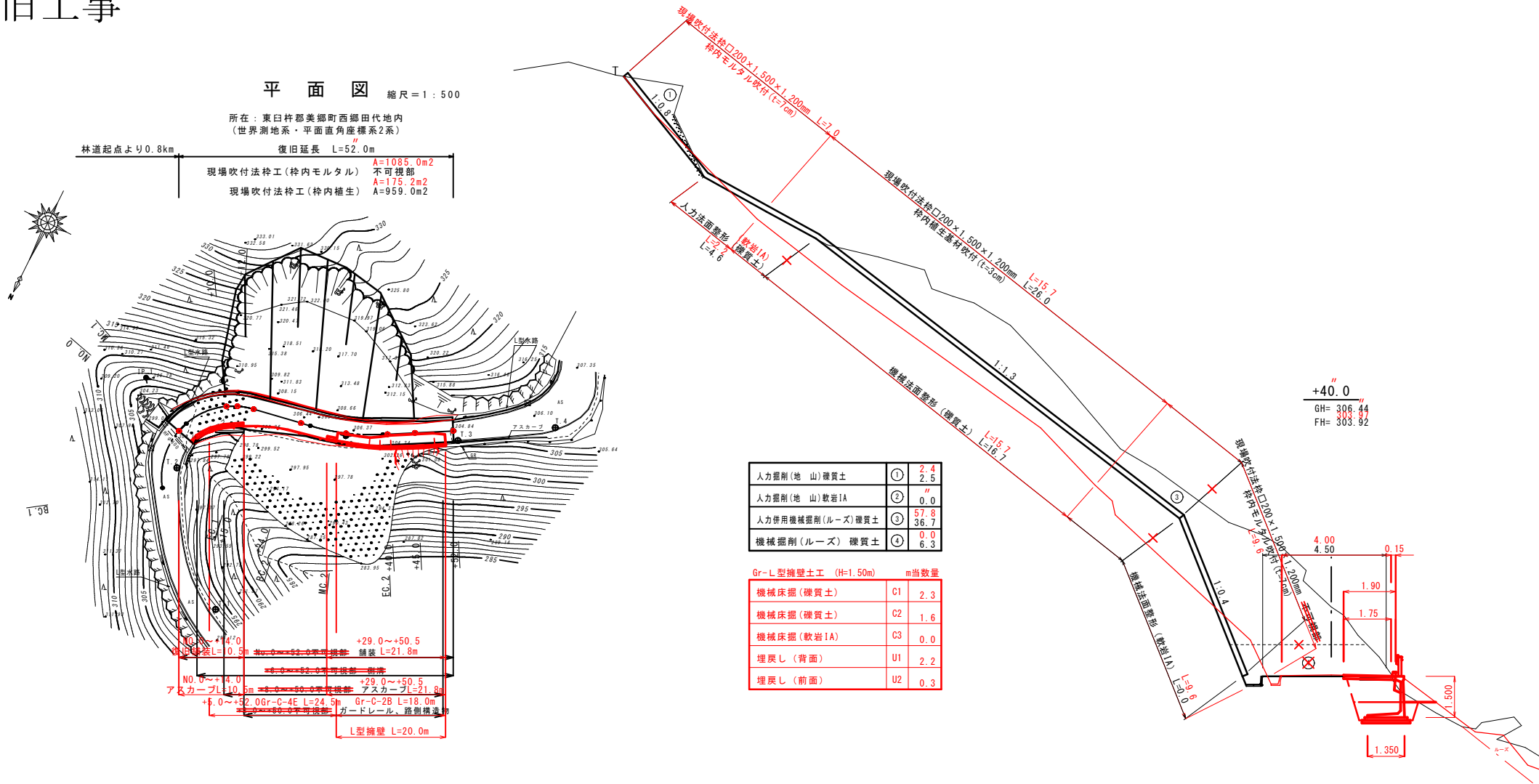
(発注者又は請負者)

株式会社 吉 田 建 設 産 業
代表取締役 吉 田 優 殿

令和6年度 5年災 5年災
その他林道 峰地線 (台風6号 1号箇所)
災害復旧工事

工 事 概 要

復旧延長	当初	変更
幅 員	L=52m	〃
掘削工	W=4.0m	〃
現場吹付法砕工(砕内植生)	V=1,723m3	V=2,188m3
現場吹付法砕工(砕内モルタル)	A=959.0m2	A=175.2m2
L型擁壁工		A=1084.9m2
ガードレール		L=20.0m
アスファルト舗装工		L=42.5m
アスカーブ		A=46.9m2
構造物取壊工		L=32.3m
		N=1.0式



着手前



変更



請 負 業 者 名	株吉田建設産業
着 工	令和6年6月7日
完 成	令和7年9月30日(予定)
当初工事請負費	53,350,000円
変 更 額	26,383,431円
変更後請工事費	79,733,431円

議案第 38 号

工事請負契約の締結について

令和 7 年 5 月 19 日に入札に付した下記工事について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 54 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 4 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度【明許繰越】
5 年災（台風 6 号 3 号箇所）
奥地林道 空野・五郎ヶ峠線 災害復旧工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 92,730,000 円
(うち取引に係る消費税額 8,430,000 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川 814 番地
株式会社 南郷開発
代表取締役 岩 田 進 一 |

提案理由

令和 7 年度【明許繰越】5 年災（台風 6 号 3 号箇所）奥地林道空野・五郎ヶ峠線災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。



工事請負契約書

1 工事名 令和7年度【明許繰越】5年災(台風6号 3号箇所)
奥地林道 空野・五郎ヶ峠線 災害復旧工事

2 工事場所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川地内

3 工期 自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 2 月 16 日

4 請負金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	9	2	7	3	0	0	0	0

うち取引に係る消費税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	8	4	3	0	0	0	0	0

5 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と請負者 株式会社 南郷開発 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 出来形部分払いの回数 3 回 以 内

(2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 5 月 20 日

発注者 東臼杵郡美郷町長 田中秀俊



請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川814番地
商号又は名称 株式会社 南郷開発
代表者氏名 代表取締役 岩田進一



入 札 結 果 一 覧 表

1 工 事 の 名 称 令和7年度【明許繰越】 5年災（台風6号 3号箇所）
奥地林道 空野・五郎ヶ峠線 災害復旧工事

2 工 事 の 場 所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川地内

3 入 札 年 月 日 令和 7 年 5 月 19 日

番号	入札者氏名	第1回入札高	第2回入札高	摘 要
1	(株)田村産業 田 村 義 久	84,560,000		
2	株式会社 南郷開発 岩 田 進 一	84,300,000		落札
3	株式会社 吉田建設産業 吉 田 優	84,770,000		
4	株式会社 北部産業開発 坂 本 浩 一	84,600,000		
5	株式会社 橋口組 橋 口 一 彦	84,860,000		

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額が申し込み価格である。

美 郷 町 役 場
総 務 課

令和7年度 5年災 (台風6号 3号箇所)
奥地林道 空野・五郎ヶ峠線 災害復旧工事

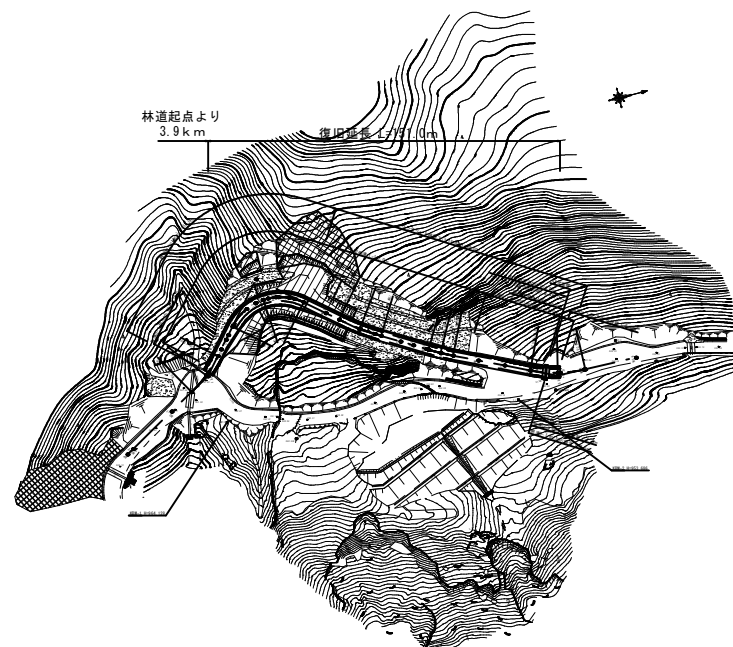
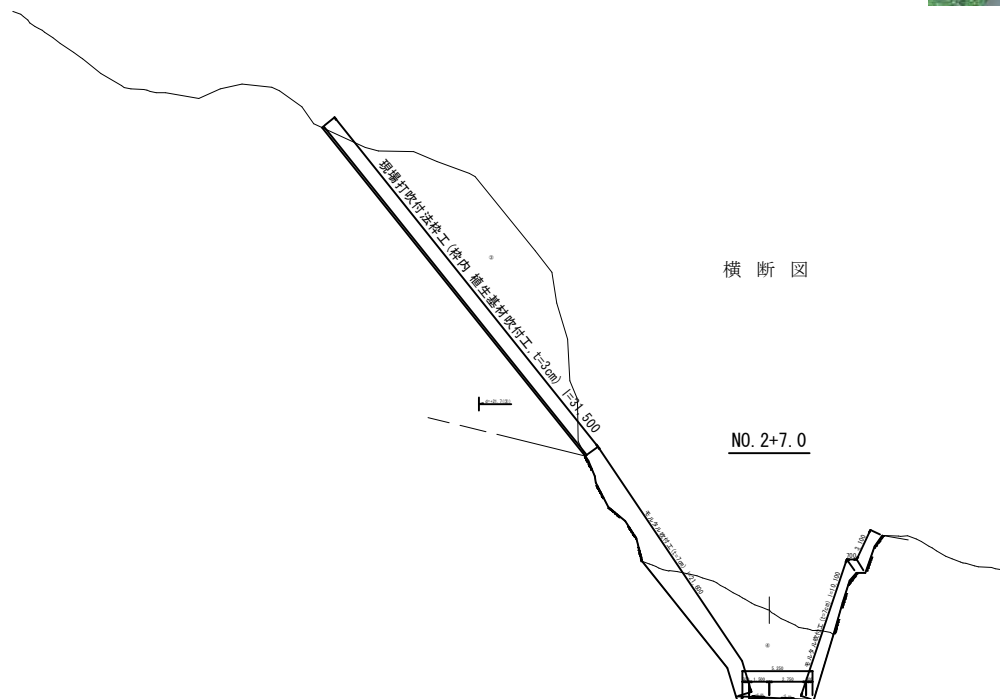
工事概要

復旧延長	L=151m
幅員	W=4.0m
掘削工	V=3,732m ³
法面保護工	A=2,284.4m ²
路盤・路面工	A=588.6m ²



平面図

所在：宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川地内



議案第 39 号

工事請負契約の締結について

令和 7 年 5 月 19 日に入札に付した下記工事について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 54 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 4 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度 6 年災（台風 10 号 1 号箇所）
その他林道 五郎越・檜葉線 災害復旧工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 53,130,000 円
(うち取引に係る消費税額 4,830,000 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川 814 番地
株式会社 南郷開発
代表取締役 岩 田 進 一 |

提案理由

令和 7 年度 6 年災（台風 10 号 1 号箇所）そのた林道五郎越・檜葉線災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。



工 事 請 負 仮 契 約 書

1 工 事 名 令和7年度 6年災(台風10号 1号箇所)
その他林道 五郎越・檜葉線 災害復旧工事

2 工 事 場 所 東臼杵郡美郷町南郷上渡川地内

3 工 期 自 令 和 年 月 日
至 令 和 8 年 2 月 1 6 日

4 請 負 金 額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	5	3	1	3	0	0	0	0

うち取引に 係る消費税額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	4	8	3	0	0	0	0	0

5 契 約 保 証 金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と請負者 株式会社 南郷開発 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 出来形部分払いの回数 3 回 以 内

(2) 特 約 事 項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令 和 7 年 5 月 20 日

発 注 者 東臼杵郡美郷町長 田 中 秀 俊



請 負 者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川814番地
商号又は名称 株式会社 南郷開発
代表者氏名 代表取締役 岩田進一



入 札 結 果 一 覧 表

1 工 事 の 名 称

令和7年度 6年災（台風10号 1号箇所）
その他林道 五郎越・檜葉線 災害復旧工事

2 工 事 の 場 所

東臼杵郡美郷町南郷上渡川地内

3 入 札 年 月 日

令和 7 年 5 月 19 日

番号	入札者氏名	第1回入札高	第2回入札高	摘 要
1	(株)田村産業 田 村 義 久	48,420,000		
2	株式会社 南郷開発 岩 田 進 一	48,300,000		落札
3	株式会社 吉田建設産業 吉 田 優	48,700,000		
4	株式会社 北部産業開発 坂 本 浩 一	48,670,000		
5	株式会社 橋口組 橋 口 一 彦	48,580,000		

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額が申し込み価格である。

美 郷 町 役 場

総 務 課

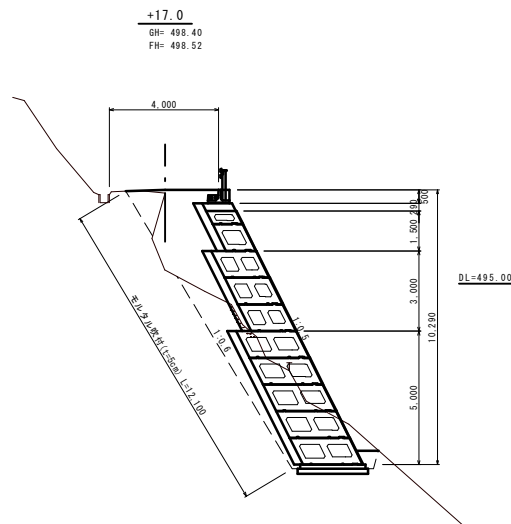
令和7年度 6年災 (台風10号 1号箇所)
 その他林道 五郎越・檜葉線 災害復旧工事

工 事 概 要

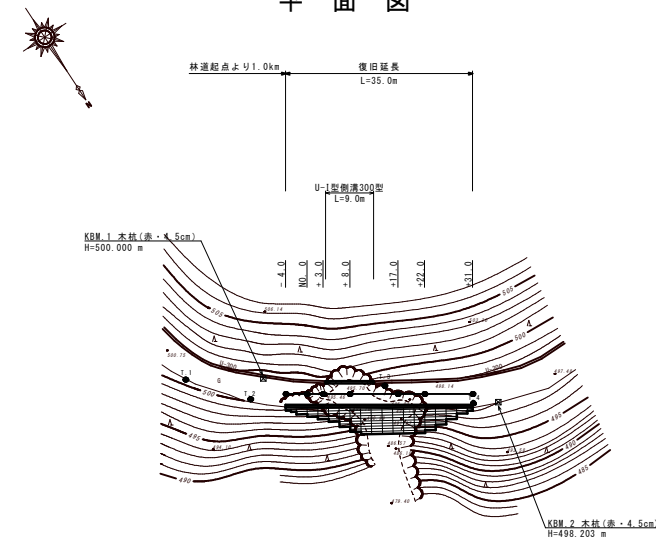
復旧延長	L=35m
幅 員	W=4.0m
掘削工	V=785.0m ³
残土処理工	V=233.0m ³
大型ブロック積工	A=238.7m ²



横 断 図



平 面 図



議案第 40 号

工事請負契約の締結について

令和 7 年 5 月 19 日に入札に付した下記工事について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 54 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 4 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度 6 年災（台風 10 号 1 号箇所）
奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 136,180,000 円
(うち取引に係る消費税額 12,380,000 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川 814 番地
株式会社 南郷開発
代表取締役 岩 田 進 一 |

提案理由

令和 7 年度 6 年災（台風 10 号 1 号箇所）奥地林道下渡川・日の平線災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。



工事請負仮契約書

- 1 工事名 令和7年度 6年災(台風10号 1号箇所)
奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事
- 2 工事場所 東臼杵郡美郷町南郷中渡川地内
- 3 工期 自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 2 月 16 日

4 請負金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	1	3	6	1	8	0	0	0	0

うち取引に
係る消費税額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	1	2	3	8	0	0	0	0

5 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と請負者 株式会社 南郷開発 は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 出来形部分払いの回数 3 回 以 内

- (2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 5 月 20 日

発注者 東臼杵郡美郷町長 田中 秀俊



請負者 住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷上渡川814番地
商号又は名称 株式会社 南郷開発
代表者氏名 代表取締役 岩田進一



入 札 結 果 一 覧 表

1 工 事 の 名 称

令和7年度 6年災（台風10号 1号箇所）
奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事

2 工 事 の 場 所

東臼杵郡美郷町南郷中渡川地内

3 入 札 年 月 日

令和 7 年 5 月 19 日

番号	入札者氏名	第1回入札高	第2回入札高	摘 要
1	(株)田村産業 田 村 義 久	124,120,000		
2	株式会社 南郷開発 岩 田 進 一	123,800,000		落札
3	株式会社 吉田建設産業 吉 田 優	124,420,000		
4	株式会社 北部産業開発 坂 本 浩 一	124,600,000		
5	株式会社 橋口組 橋 口 一 彦	123,950,000		

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額が申し込み価格である。

美 郷 町 役 場

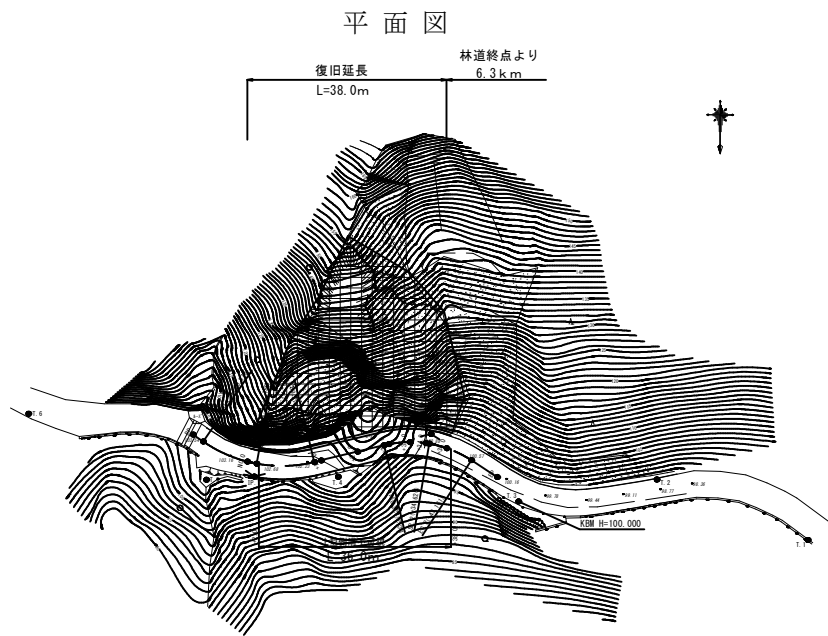
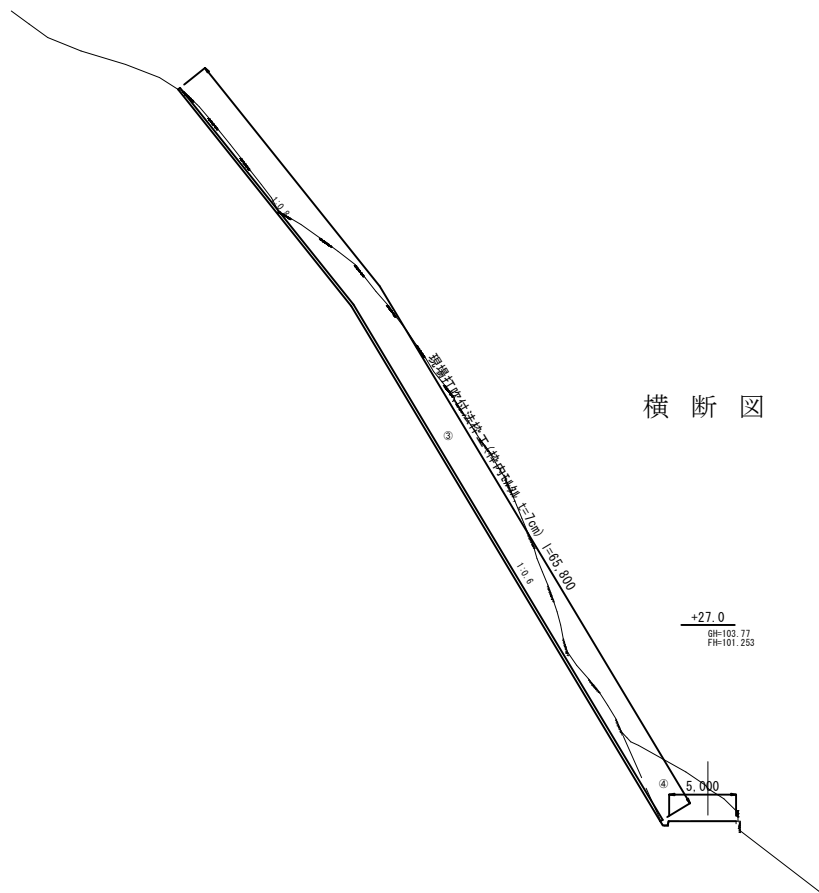
総 務 課

令和7年度 6年災 (台風10号 1号箇所)
奥地林道 下渡川・日の平線 災害復旧工事

参 考 資 料

工 事 概 要

復旧延長	L=38m
幅 員	W=4.0m
掘削工	V=2,061m ³
残土処理工	V=1958.0m ³
法面保護工	A=1625.7m ²



議案第 41 号

工事請負契約の締結について

令和 7 年 5 月 19 日に入札に付した下記工事について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 54 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 4 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度 6 年災（台風 10 号 1 号箇所）
その他林道 笹の峠・市の瀬線災害復旧工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 99,550,000 円
(うち取引に係る消費税額 9,050,000 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野 3114 番地
株式会社 田村産業
代表取締役 田 村 義 久 |

提案理由

令和 7 年度 6 年災（台風 10 号 1 号箇所）その他林道笹の峠・市の瀬線災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。



様式第1号(約款第1条関係)

工 事 請 負 仮 契 約 書

1 工 事 名 令和7年度6年災(台風10号 1号箇所)
その他林道 笹の峠・市の瀬線 災害復旧工事

2 工 事 場 所 東臼杵郡美郷町南郷鬼神野地内

3 工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 2 月 16 日

4 請 負 代 金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	9	9	5	5	0	0	0	0

〔うち取引に係る消費税額〕

億	千	百	十	万	千	百	十	円
¥	9	0	5	0	0	0	0	0

5 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

6 資材の再資源化等に関する事項 (別紙のとおり)

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と 受注者 田村産業 とは、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 出来形部分払の回数 3回以内

(2) 特 約 事 項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 5 月 20 日

発注者 美郷町長 田 中 秀 俊 印



住 所 宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野3114番地
受注者 商号又は名称 株式会社 田 村 産 業
代表者氏名 代表取締役 田 村 義 久 印



入 札 結 果 一 覧 表

1 工 事 の 名 称

令和7年度 6年災（台風10号 1号箇所）
その林道 笹の峠・市の瀬線 災害復旧工事

2 工 事 の 場 所

東臼杵郡美郷町南郷鬼神野地内

3 入 札 年 月 日

令和 7 年 5 月 19 日

番号	入札者氏名	第1回入札高	第2回入札高	摘 要
1	(株)田村産業 田 村 義 久	90,500,000		落札
2	株式会社 南郷開発 岩 田 進 一	90,522,000		
3	株式会社 吉田建設産業 吉 田 優	90,544,000		
4	株式会社 北部産業開発 坂 本 浩 一	90,700,000		
5	株式会社 橋口組 橋 口 一 彦	90,555,000		

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額が申し込み価格である。

美 郷 町 役 場

総 務 課

工事概要

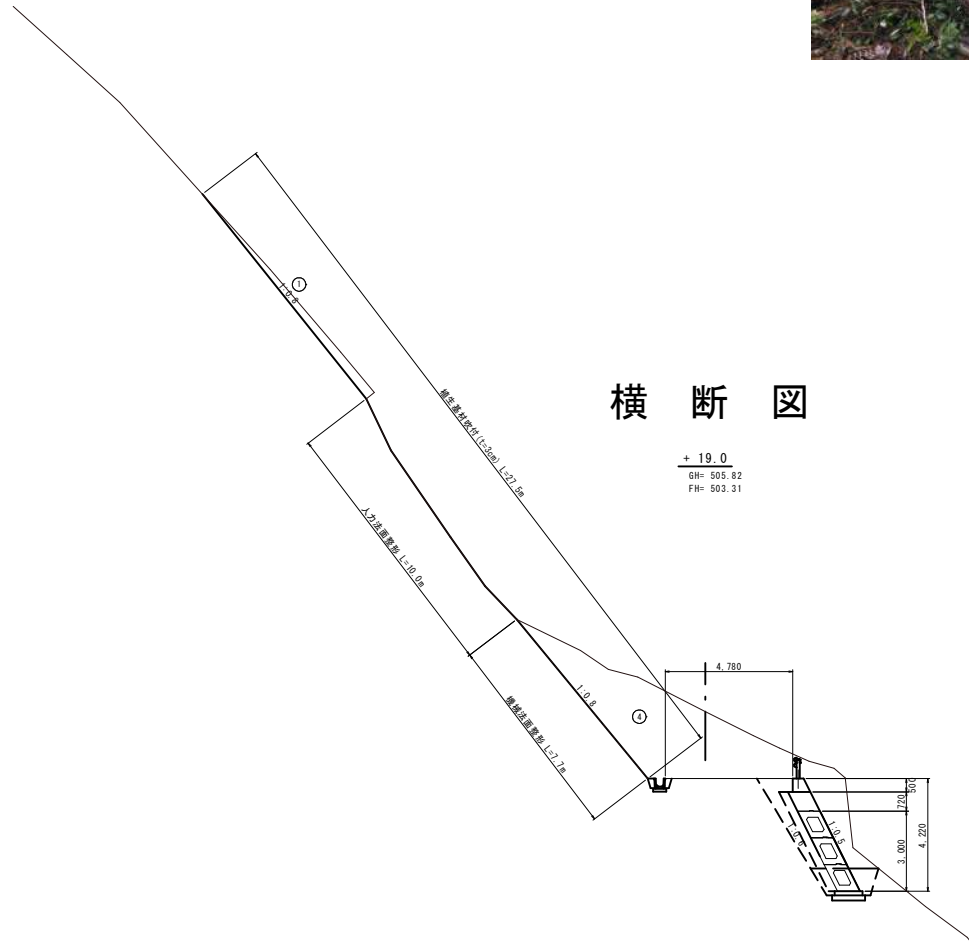
復旧延長	L=129m
幅員	W=3.0m
掘削工	V=1,046.0m ³
大型ブロック積工	A=225.8m ²
法面保護工	A=407.6m ²



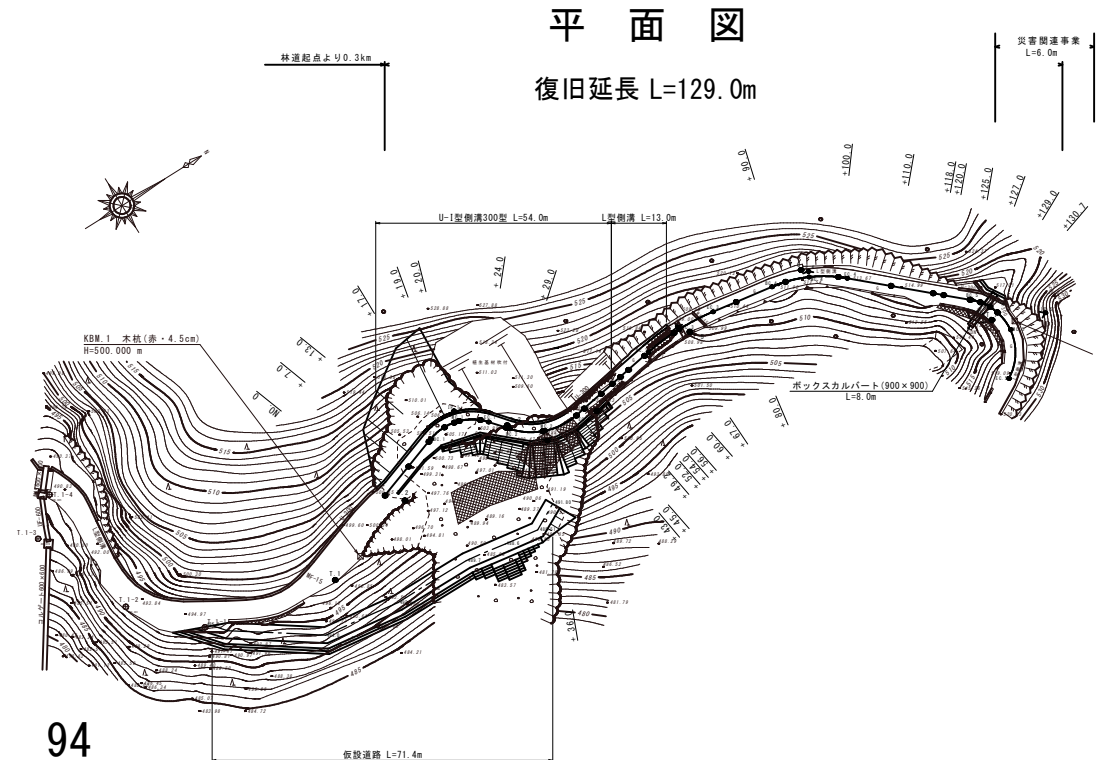
No. 0付近



+54.0付近



横断図



平面図

復旧延長 L=129.0m

議案第 42 号

工事請負契約の締結について

令和 7 年 5 月 19 日に入札に付した下記工事について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年美郷町条例第 54 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 4 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度【明許繰越】5 年災
（台風 6 号 1 号箇所）その他林道 島戸線
災害復旧工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 74,420,500 円
（うち取引に係る消費税額 6,765,500 円） |
| 4 | 契約の相手方 | 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代 503 番地 1
株式会社 吉田建設産業
代表取締役 吉 田 優 |

提案理由

令和 7 年度【明許繰越】5 年災（台風 6 号 1 号箇所） その他林道 島戸線災害復旧工事を施工するにあたり、その工事の予定価格が 5 千万円以上であるため、本案を提出する。



工事請負仮契約書

1 工 事 名 令和7年度 【明許繰越】 5年災（台風6号 1号箇所）
その他林道 島戸線 災害復旧工事

2 工 事 場 所 東白杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3 工 期 自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 8 月 20 日

4 請 負 代 金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	7	4	4	2	0	5	0	0

〔うち取引に係る消費税額〕

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	6	7	6	5	5	0	0	

5 契 約 保 証 金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	¥	7	4	4	2	0	5	0	

6 資材の再資源化等に関する事項（別紙のとおり）

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用
- (3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- (4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者 美郷町 と請負者 株式会社 吉田建設産業は、各々対等な立場における合意に基づいて、美郷町工事請負契約約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号の定めるところによるものとする。

(1) 出来形部分払いの回数 3 回以内

(2) 特約事項 「本契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定による美郷町議会の議決後、同法第234条第5項の契約書とみなすものとする。」

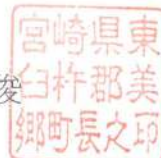
この契約成立の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 7 年 5 月 20 日

美郷町

発注者 美郷町長 田中秀俊 印

請負者 住 所 宮崎県東白杵郡美郷町西郷田代503番地1
商号又は名称 株式会社 吉田建設産業
代表者氏名 代表取締役 吉田 優



入 札 結 果 一 覧 表

1 工 事 の 名 称

令和7年度【明許繰越】5年災（台風6号1号箇所）
その他林道 島戸線 災害復旧工事

2 工 事 の 場 所

東臼杵郡美郷町西郷山三ヶ地内

3 入 札 年 月 日

令和 7 年 5 月 19 日

番号	入札者氏名	第1回入札高	第2回入札高	摘 要
1	(株)田村産業 田 村 義 久	67,665,000		
2	株式会社 南郷開発 岩 田 進 一	67,735,000		
3	株式会社 吉田建設産業 吉 田 優	67,655,000		落札
4	株式会社 北部産業開発 坂 本 浩 一	67,710,000		
5	株式会社 橋口組 橋 口 一 彦	67,735,000		

上記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額が申し込み価格である。

美 郷 町 役 場

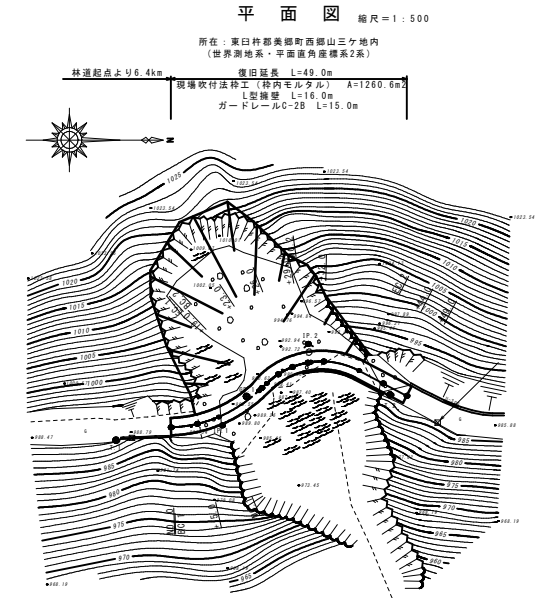
総 務 課

令和7年度【明許繰越】 5年災（台風6号 1号箇所）
 その他林道 島戸線 災害復旧工事

参考資料

工事概要

復旧延長	L=49m
幅員	W=3.0m
掘削工	V=661m ³
現場吹付法砕工（枠内モルタル）	A=1,260.6m ²
L型擁壁工	L=16.0m
ガードレール	L=15.0m



横断図

人力掘削（地・山）腐質土	①	0.2
人力掘削（地・山）敷岩1A	②	0.0
人力専用機械掘削（ルーズ）腐質土	③	25.4
機械掘削（ルーズ）腐質土	④	0.0



議案第43号

美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

美郷町国民健康保険税条例（平成18年美郷町条例第60号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第4条 第2条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定に よる控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除 後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.95</u>を乗じて算定する。 2 〔略〕	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第4条 第2条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定に よる控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除 後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.15</u>を乗じて算定する。 2 〔略〕
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額） 第5条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地 及び家屋に係る部分の額に<u>100分の34.87</u>を乗じて算定する。	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額） 第5条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地 及び家屋に係る部分の額に<u>100分の23.25</u>を乗じて算定する。
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第6条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,350円</u> とする。	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第6条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>31,900円</u> とする。
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第7条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条の3及び第25条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条の3及び第25条第1項において同じ。）以外の世帯
20,950円

(2) 特定世帯 10,475円

(3) 特定継続世帯 15,713円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第8条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.45を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第9条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の11.06を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第9条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,050円とする。

第7条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第9条の3及び第25条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第9条の3及び第25条第1項において同じ。）以外の世帯
22,100円

(2) 特定世帯 11,050円

(3) 特定継続世帯 16,575円

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）

第8条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.56を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）

第9条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の7.37を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）

第9条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円
- (2) 特定世帯 3,200円
- (3) 特定継続世帯 4,800円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.03を乗じて算出する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第11条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の16.69を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第12条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,475円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第13条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,300円とする。

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,900円
- (2) 特定世帯 3,450円
- (3) 特定継続世帯 5,175円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.11を乗じて算出する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第11条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の11.13を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第12条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,900円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第13条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,500円とする。

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65

万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に該当給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。))1人について20,545円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,665円

(イ) 特定世帯 7,333円

万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に該当給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。))1人について22,330円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,470円

(イ) 特定世帯 7,735円

(ウ) 特定継続世帯 10,998円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,335円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,480円

(イ) 特定世帯 2,240円

(ウ) 特定継続世帯 3,360円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,333円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,710円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について14,675円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,475円

(イ) 特定世帯 5,238円

(ウ) 特定継続世帯 7,856円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

(ウ) 特定継続世帯 11,603円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,830円

(イ) 特定世帯 2,415円

(ウ) 特定継続世帯 3,623円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について7,630円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,850円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について15,950円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,050円

(イ) 特定世帯 5,525円

(ウ) 特定継続世帯 8,288円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険

者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,525円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,200円

（イ） 特定世帯 1,600円

（ウ） 特定継続世帯 2,400円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,238円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,650円

（3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,870円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,190円

（イ） 特定世帯 2,095円

（ウ） 特定継続世帯 3,142円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,810円

者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,450円

（イ） 特定世帯 1,725円

（ウ） 特定継続世帯 2,588円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,450円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,750円

（3） 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,380円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,420円

（イ） 特定世帯 2,210円

（ウ） 特定継続世帯 3,315円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,280円

(イ) 特定世帯 640円

(ウ) 特定継続世帯 960円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,095
円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について
1,060円

2 [略]

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最
初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合
における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者
の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(第1項に規定す
る金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割
額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応
じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に
掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める
額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,403円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,338円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,740円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,675円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険
者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につ
いて次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,358円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別
平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,380円

(イ) 特定世帯 690円

(ウ) 特定継続世帯 1,035円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税
被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,180
円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について
1,100円

2 [略]

3 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最
初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合
における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者
の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(第1項に規定す
る金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割
額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応
じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に
掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める
額

ア 第1項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,785円

イ 第1項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,975円

ウ 第1項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12,760円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15,950円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険
者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につ
いて次に定める額

ア 第1項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,500円

イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,263円</u>	イ 第1項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,500円</u>
ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,620円</u>	ウ 第1項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4,000円</u>
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,525円</u>	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,000円</u>
4 [略]	4 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和7年6月4日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

美郷町国民健康保険事業を健全かつ安定的に運営するため税率の改正が必要なことから、この条例案を提案する。

議案第44号

美郷町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

美郷町重度心身障害者（児）医療費助成に関する条例（平成18年美郷町条例第107号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （1）～（3） [略] 2～5 [略] （助成の額） 第4条 町長は、助成対象者が宮崎県内の保険医療機関において保険給付を受けた場合は、保健医療機関等ごとに、それぞれ1月につき、次の各号に規定する診療報酬明細書の区分に応じ、当該各号に掲げる額を助成するものとする。 （1） 入院 一部負担金から月額1,000円を控除して得た額。 （2） [略] （3） 調剤 一部負担金の額 2 [略]	（定義） 第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 （1）～（3） [略] <u>（4） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもので、当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障がい</u><u>の程度が1級である者</u> 2～5 [略] （助成の額） 第4条 町長は、助成対象者が宮崎県内の保険医療機関において保険給付を受けた場合は、保健医療機関等ごとに、それぞれ1月につき、次の各号に規定する診療報酬明細書の区分に応じ、当該各号に掲げる額を助成するものとする。 （1） 入院 一部負担金から月額1,000円を控除して得た額。<u>ただし、精神障害者保健福祉手帳所持者（第2条（1）、（2）又は（3）との重複所持者を除く。）にあつては、精神疾患による精神科入院に係る費用を除く。</u> （2） [略] （3） 調剤 一部負担金の額<u>（一連の診察として自己負担なし。）</u> 2 [略]

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 7 年 6 月 4 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

重度障がい者（児）医療費公費負担事業補助金補助対象者の拡大を行うため、この条例案を提案する。

議案第 4 5 号

令和 7 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 7 , 1 5 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 , 3 5 0 , 1 2 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 4 日 提 出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		40,186	3,188	43,374
	1 分 担 金	6,406	3,188	9,594
16 県支出金		966,740	77,000	1,043,740
	1 県負担金	130,934	77,000	207,934
17 財産収入		38,315	62	38,377
	1 財産運用収入	36,074	62	36,136
18 寄 附 金		611,001	16,450	627,451
	1 寄 附 金	611,001	16,450	627,451
19 繰 入 金		1,554,923	△8,246	1,546,677
	2 基金繰入金	1,554,621	△8,246	1,546,375
21 諸 収 入		274,845	△64,700	210,145
	5 雑 入	243,185	△64,700	178,485
22 町 債		925,500	3,400	928,900
	1 町 債	925,500	3,400	928,900
歳 入 合 計		10,322,967	27,154	10,350,121

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		1,804,180	3,840	1,808,020
	1 総務管理費	1,600,135	8,389	1,608,524
	2 徴 税 費	105,160	△4,549	100,611
3 民 生 費		1,028,593	△3,288	1,025,305
	1 社会福祉費	690,914	△3,574	687,340
	2 児童福祉費	336,805	286	337,091
4 衛 生 費		370,149	7,988	378,137
	1 保健衛生費	160,789	7,988	168,777
5 農林水産業費		998,422	△3,288	995,134
	1 農 業 費	399,894	△7,206	392,688
	2 林 業 費	597,066	3,918	600,984
6 商 工 費		350,000	△2,747	347,253
	1 商 工 費	46,687	△4,368	42,319
	2 観 光 費	198,137	1,621	199,758
7 土 木 費		785,577	18,391	803,968
	1 土木管理費	108,359	9,891	118,250
	2 道路橋梁費	454,685	0	454,685
	3 住 宅 費	163,583	8,500	172,083
8 消 防 費		519,987	2,403	522,390
	1 消 防 費	519,987	2,403	522,390
9 教 育 費		523,585	3,855	527,440
	1 教育総務費	196,438	3,436	199,874
	4 義務教育学校費	53,897	249	54,146
	6 社会教育費	203,165	170	203,335
歳 出 合 計		10,322,967	27,154	10,350,121

第 2 表 地 方 債 補 正

(変 更) (単位：千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 事 業 等 債	18,100	1．借入方法 証書借入又は 証券発行 2．借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政治 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 利率見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、その他 の場合には、その債権者と 協定するものによる。 ただし、町財政の都合に より繰上償還又は低利に借 換えすることができる。	18,100	1．借入方法 証書借入又は 証券発行 2．借入先 財政融資資金、 地方公共団体 金融機構、農 協及び銀行等	10.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政治 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを 行った後においては、 利率見直し後の利率)	政府資金については、そ の融資条件により、その他 の場合には、その債権者と 協定するものによる。 ただし、町財政の都合に より繰上償還又は低利に借 換えすることができる。
災 害 復 旧 事 業 債	385,100				385,100			
過 疎 対 策 事 業 債	220,900				224,300			
合 併 特 例 事 業 債	19,000				19,000			
緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	253,100				253,100			
緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 債	22,500				22,500			
こ ども ・ 子 育 て 支 援 事 業 債	6,800				6,800			
合 計	925,500				928,900			

1 総括

(単位：千円)

113

(歳 出)

(単位：千円)

[illegible]

令和 7 年度

美 郷 町 一 般 会 計 補 正 予 算

事 項 別 明 細 書

入 歳

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金

(項) 1 分 担 金

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
13			分担金及び負担金	40,186	3,188	43,374			
	1		分 担 金	6,406	3,188	9,594			
		1	農林水産業費分担金	830	3,188	4,018	1 農業費分担金	3,188	1 中山間地域総合整備事業分担金 (1) 中山間地域総合整備事業分担金
16			県支出金	966,740	77,000	1,043,740			
	1		県負担金	130,934	77,000	207,934			
		4	土木費県負担金	0	77,000	77,000	1 住宅費県負担金	77,000	1 水防災事業協定負担金 (1) 和田地区土地利用一体型水防災事業協定負担金
17			財産収入	38,315	62	38,377			
	1		財産運用収入	36,074	62	36,136			
		2	財産貸付収入	35,387	62	35,449	1 土地建物貸付収入	62	1 町有土地建物貸付収入(農業振興) (1) 親鰻研究池土地貸付収入
18			寄 附 金	611,001	16,450	627,451			
	1		寄 附 金	611,001	16,450	627,451			
		3	ふるさと寄付金(納税)	609,500	16,450	625,950	1 ふるさと寄付金(納税)	16,450	1 ふるさと応援寄附金(企業版ふるさと納税) (1) 企業版ふるさと寄付金(農林課)
19			繰 入 金	1,554,923	△8,246	1,546,677			
	2		基金繰入金	1,554,621	△8,246	1,546,375			
		1	財政調整基金繰入金	1,308,603	△9,246	1,299,357	1 財政調整基金繰入金	△9,246	1 財政調整基金繰入金 (1) 財政調整基金繰入金
		17	入湯税管理基金繰入金	10,000	1,000	11,000	1 入湯税管理基金繰入金	1,000	1 入湯税管理基金繰入金 (1) 入湯税管理基金繰入金
21			諸 収 入	274,845	△64,700	210,145			
	5		雑 入	243,185	△64,700	178,485			
		1	雑 入	243,185	△64,700	178,485	1 雑 入	△64,700	1 コミュニティ助成事業助成金 3,800 (1) コミュニティ助成事業助成金 (2,500) (2) コミュニティ助成事業助成金 (1,300) 2 雑入 △68,500 (1) 和田地区土地利用一体型防水事業費用負担金 (△68,500)
22			町 債	925,500	3,400	928,900			
	1		町 債	925,500	3,400	928,900			
		20	過疎対策事業債	220,900	3,400	224,300	10 ソフト事業債	3,400	1 救急救命対策事業債 (1) 救急救命業務対策事業債

(一般会計)

歲 出

3 歳 出

(款) 2 総 務 費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
2	1		総 務 費	1,804,180	3,840	1,808,020	2,500	1,340			
			総務管理費	1,600,135	8,389	1,608,524	2,500	5,889			
		1	一般管理費	563,587	284	563,871		284			
									3 職員手当等	172	1 総務一般経費 106 消耗品費（書籍、新聞、資料代等） (6)
									10 需 用 費	12	委託料 (100) 弁護士委託料 (100)
									12 委 託 料	100	2 南郷支所一般経費 6 消耗品費（書籍、新聞、資料代等） (6)
											3 一般・特別職員人件費(総務) 172 扶養手当 (324) 住居手当 (△607) 児童手当 (455)
		2	財産管理費	89,995	676	90,671		676			
									10 需 用 費	339	1 本所庁舎管理費 187 空調機器等点検業務委託料 (187)
									12 委 託 料	187	2 南郷庁舎維持改修費 250 修繕費（施設管理） (250)
									14 工事請負費	150	3 その他財産管理費 89 修繕費（施設管理） (89)
											4 その他財産管理費（南郷地域課） 150 その他財産施設改修工事請負費 (150)
		3	交通安全防 犯対策費	5,713	953	6,666		953			
									7 報 償 費	953	1 交通指導員費 953 退職功労金 (953)
		4	企 画 費	516,590	4,503	521,093	その他 2,500	2,003			
									11 役 務 費	3	1 空家対策事業費 2,000 空家対策支援事業補助金 (2,000)
									18 負担金補助 及び交付金	4,500	2 お試し滞在施設管理費 3 インターネット回線料 (3)
		5	電算システ ム管理費	346,983	1,710	348,693		1,710			3 地域づくり事業（企画） 2,500 コミュニティ助成事業補助金 (2,500)
									10 需 用 費	1,000	1 その他電算管理費 △336 印刷製本費 (1,000)

(一般会計)

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
									12 委 託 料	710	システム改修委託料 (710)
											ガバメントクラウド接続サービス利用料 (△2,046)
									13 使用料及び賃借料	△2,046	2 電算システム一般経費 2,046
											県市町村 I T 連絡協議会負担金 (2,046)
									18 負担金補助及び交付金	2,046	
	6	C A T V センター運営費		65,045	263	65,308		263			
									10 需 用 費	263	1 ケーブルテレビ運営費 263
											修繕費 (施設管理) (263)

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2		徴 税 費	105,160	△4,549	100,611		△4,549			
		1	税務総務費	82,209	△4,549	77,660		△4,549			
									2 給 料	△3,000	1 一般職員人件費(税務総務) △4,549
											給料 (△3,000)
									3 職員手当等	△1,549	住居手当 (△180)
											通勤手当 (131)
											期末手当 (△800)
											勤勉手当 (△700)

(一般会計)

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
3	1		民 生 費	1,028,593	△3,288	1,025,305		△3,288			
			社会福祉費	690,914	△3,574	687,340		△3,574			
		1	社会福祉総務費	173,299	△4,102	169,197		△4,102			
									2 給 料	△4,000	1 一般職員人件費(社会福祉総務) 給料 △4,102 (△4,000)
	4		障がい福祉費	233,543	528	234,071		528	3 職員手当等	△102	扶養手当 (18) 通勤手当 (△120)
									12 委 託 料	528	1 障がい者福祉一般経費 528 障害者自立支援給付審査支払等システム改修委託料 (528)

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明	
							特定財源	一般財源	区 分	金 額		
	2		児童福祉費	336, 805	286	337, 091		286				
		1	児童福祉総務費	101, 227	286	101, 513		286				
									2 給 料	110	1 一般職員人件費(児童福祉総務)	286
									3 職員手当等	176	給料 通勤手当 期末手当 勤勉手当	(110) (131) (25) (20)

(一般会計)

(款) 4 衛 生 費
(項) 1 保健衛生費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
4			衛 生 費	370,149	7,988	378,137		7,988			
			保健衛生費	160,789	7,988	168,777		7,988			
		1	保健衛生総務費	63,705	5,960	69,665		5,960			
									2 給 料	3,500	1 一般職員人件費(保健衛生総務) 5,960 給料 (3,500)
									3 職員手当等	1,588	通勤手当 (155) 期末手当 (743)
									4 共 済 費	872	勤勉手当 (637) 時間外勤務手当 (53) 県市町村職員共済組合負担金 (872)
		4	水 道 費	8,562	2,028	10,590		2,028			
									18 負担金補助及び交付金	2,028	1 水道施設管理費 2,028 水道施設整備補助金 (2,028)

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費

(項) 1 農 業 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
5			農林水産業費	998,422	△3,288	995,134	16,450	△19,738			
	1		農 業 費	399,894	△7,206	392,688		△7,206			
		2	農業総務費	50,055	△744	49,311		△744			
									2 給 料	△800	1 一般職員人件費(農業総務) 給料 住居手当 通勤手当 児童手当 △744 (△800) (187) (△251) (120)
									3 職員手当等	56	
		3	農業振興費	205,696	1,255	206,951		1,255			
									18 負担金補助 及び交付金	1,255	1 農業生産組織(担い手)育成強化(町単) 農作業受託組織支援事業補助金 1,255 (1,255)
		4	畜産業費	74,155	△7,717	66,438		△7,717			
									2 給 料	△4,243	1 一般職員人件費(畜産業) 給料 扶養手当 通勤手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 △7,717 (△4,243) (△336) (72) (△1,000) (△850) (△360) (△1,000)
									3 職員手当等	△2,474	
									4 共 済 費	△1,000	

(一般会計)

(款) 5 農林水産業費

(項) 2 林業費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		2	林 業 費	597,066	3,918	600,984	16,450	△12,532			
		1	林業総務費	49,694	700	50,394		700			
									3 職員手当等	700	1 一般職員人件費(林業総務) 700
											扶養手当 (330)
											通勤手当 (70)
											児童手当 (300)
		2	林業振興費	346,090	0	346,090	その他 16,450	△16,450			
		3	林道整備費	140,899	3,218	144,117		3,218			
									2 給 料	2,512	1 林道一般経費 3,218
											給料(フルタイム会計年度任用職員) (2,512)
									3 職員手当等	706	期末手当(フルタイム会計年度任用職員) (409)
											通勤手当(フルタイム会計年度任用職員) (20)
											勤勉手当(フルタイム会計年度任用職員) (277)

(一般会計)

(款) 6 商 工 費
(項) 1 商 工 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6			商 工 費	350,000	△2,747	347,253	1,000	△3,747			
	1		商 工 費	46,687	△4,368	42,319		△4,368			
		1	商工振興費	46,687	△4,368	42,319		△4,368			
									2 給 料	△1,769	1 一般職員人件費(商工振興) △4,368 給料 (△1,769)
									3 職員手当等	△1,949	扶養手当 (△534) 通勤手当 (△35)
									4 共 済 費	△650	期末手当 (△500) 勤勉手当 (△400) 児童手当 (△480) 県市町村職員共済組合負担金 (△650)

(款) 6 商 工 費
(項) 2 観 光 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2		観 光 費	198,137	1,621	199,758	1,000	621			
		1	観光振興費	198,137	1,621	199,758	その他	621			
							1,000		10 需 用 費	521	1 美郷レイクランド管理運営費 1,100 美郷レイクランド施設改修工事費 (1,100)
									14 工事請負費	1,100	2 南郷地区観光施設管理運営費 521 修繕費 (施設管理) (521)

(一般会計)

(款) 7 土 木 費
(項) 1 土木管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
7	1		土 木 費	785,577	18,391	803,968	8,500	9,891			
			土木管理費	108,359	9,891	118,250		9,891			
		1	土木総務費	108,219	9,891	118,110		9,891			
									1 報 酬	△2,460	1 道路等施設環境の整備
											報酬（パートタイム会計年度任用職員）(△2,460)
									2 給 料	5,856	給料（フルタイム会計年度任用職員）(2,460)
											期末手当（フルタイム会計年度任用職員）(615)
									3 職員手当等	3,318	期末手当（パートタイム会計年度任用職員）(△615)
											通勤手当（フルタイム会計年度任用職員）(51)
									4 共 済 費	1,500	勤勉手当（フルタイム会計年度任用職員）(517)
											勤勉手当（パートタイム会計年度任用職員）(△517)
									8 旅 費	△24	費用弁償（会計年度職員通勤手当）(△51)
											2 土木総務一般経費 1,728
									10 需 用 費	0	普通旅費 (27)
											消耗品費（事務用品）(80)
									13 使用料及び 賃借料	451	消耗品費（コピー、プリンター、FAX）(△80)
											積算システム使用料 (451)
											ドローン用備品購入費 (250)
									17 備品購入費	250	道路整備機械購入事業補助金 (1,000)
											3 一般職員人件費(土木総務) 8,163
									18 負担金補助 及び交付金	1,000	給料 (3,396)
											扶養手当 (390)
											住居手当 (375)
											通勤手当 (187)
											期末手当 (1,007)
											勤勉手当 (828)
											児童手当 (480)
											県市町村職員共済組合負担金 (1,500)

(一般会計)

(款) 7 土木費
(項) 2 道路橋梁費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2		道路橋梁費	454,685	0	454,685					
		2	道路新設改良費	392,900	0	392,900					
									12 委 託 料	1,600	1 防災・安全交付金事業（通学路対策）町道 防災・安全交付金(通学路対策)測量設計委託料 (1,600)
									14 工事請負費	△1,600	防災・安全交付金(通学路対策)工事請負費 (△1,600)

(款) 7 土木費
(項) 3 住宅費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	3		住 宅 費	163,583	8,500	172,083	8,500				
		2	公営住宅建設費	111,400	8,500	119,900	県支出金 77,000 その他 △68,500				
									12 委 託 料	1,500	1 住宅環境の整備 8,500 (1)公営住宅建設事業費（単独） (8,500)
									14 工事請負費	7,000	測量・設計委託料 (1,500) 仮設住宅建設工事請負費 (7,000)

(一般会計)

(款) 8 消 防 費
(項) 1 消 防 費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
8			消 防 費	519,987	2,403	522,390	4,700	△2,297			
	1		消 防 費	519,987	2,403	522,390	4,700	△2,297			
		1	非常備消防費	231,542	2,403	233,945	地方債	△2,297			
							3,400		2 給 料	934	1 地域防災強化事業 コミュニティ助成事業補助金 1,300 (1,300)
							その他		3 職員手当等	△118	2 一般職員人件費(消防) 給料 (934)
							1,300		4 共 済 費	287	扶養手当 (△276)
									18 負担金補助及び交付金	1,300	期末手当 (220)
											勤勉手当 (213)
											児童手当 (△275)
											県市町村職員共済組合負担金 (287)

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
9	1		教 育 費	523, 585	3, 855	527, 440		3, 855			
			教育総務費	196, 438	3, 436	199, 874		3, 436			
		2	事務局費	155, 793	3, 436	159, 229		3, 436			
									2 給 料	1, 443	1 教育委員会事務局一般経費 123 普通旅費 (123)
									3 職員手当等	105	2 一般特別職員人件費(教育委員会) 3, 313 給料 (1, 443)
									4 共 済 費	1, 765	期末手当 (55) 勤勉手当 (50)
									8 旅 費	123	県市町村職員共済組合負担金 (1, 765)

(款) 9 教育費
(項) 4 義務教育学校費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	4		義務教育学校費	53, 897	249	54, 146		249			
		1	義務教育学校管理費	32, 485	249	32, 734		249			
									10 需 用 費	249	1 義務教育学校管理費 249 消耗品費（施設管理） (249)
	2		義務教育学校教育振興費	21, 412	0	21, 412					
									7 報 償 費	△20	1 義務教育学校振興費 (△20) 筆耕謝金 (20)
									11 役 務 費	20	卒業証書筆耕料 (20)

(一般会計)

(款) 9 教育費
(項) 6 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
		6	社会教育費	203,165	170	203,335		170			
		2	公民館費	25,350	159	25,509		159			
									10 需 用 費	159	1 公民館管理運営費 修繕費（施設管理）159 (159)
		3	文化財保護費	7,326	5	7,331		5			
									7 報 償 費	5	1 文化財一般経費 法要謝礼5 (5)
		4	図書館費	28,534	6	28,540		6			
									10 需 用 費	6	1 図書館管理運営費6 消耗品費（書籍、新聞、資料代等）(6)
									12 委 託 料	△220	ホームページ作成業務委託料(△220)
									13 使用料及び 賃借料	220	蔵書検索クラウド使用料(220)

(一般会計)

令和 7 年第 2 回美郷町議会定例会
(6 月定例会)
議案第 4 5 号
主 要 事 業 等 説 明 資 料



Dear MISATO



【 目 次 】

〔会計〕	〔款〕	〔項〕	〔目〕	〔ページ〕
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	2 財産管理費	3
			4 企画費	4
			5 電算システム管理費	5
	3 民生費	1 社会福祉費	4 障がい福祉費	5
	4 衛生費	1 保健衛生費	4 水道費	6
	5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	6
	6 商工費	2 観光費	1 観光振興費	7
	7 土木費	1 土木管理費	1 土木総務費	9
		3 住宅費	2 公営住宅建設費	9
	8 消防費	1 消防費	1 非常備消防費	10
	9 教育費	4 義務教育学校費	1 義務教育学校管理費	11
		6 社会教育費	2 公民館費	11

担当課	南郷地域課	小事業名	南郷庁舎維持改修費	予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	非常用発電機修繕工事	11	
予 算	款	2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項 目	1 総務管理費			
		2 財産管理費			
要求区分	現計予算の増減	250			
事業区分	継続事業				
			一般財源		250
事業の目的・意図・効果・補正理由					
建設後、築33年が経過し、消防設備等の経年劣化等も発生している。現在設置してある非常用発電機は、防災無線・屋内消火栓の非常用の電源となっていることから、早急に修繕を行い有事に備える。					
事業の概要（積算根拠等）					
発電機軌道不能による、始動用蓄電池交換 一式 250,000円 型式 HS100-6E 2台 ※自家用発電設備専門技術員及び蓄電池整備資格者による修繕					

担当課	南郷地域課	小事業名	その他財産管理費（南郷地域課）	予算書 ページ	
会 計	一般会計	事業名	遊具公園周辺整備事業	11	
予 算	款	2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳	
	項 目	1 総務管理費			
		2 財産管理費			
要求区分	新規要求	150			
事業区分	継続事業				
			一般財源		150
事業の目的・意図・効果・補正理由					
令和6年度に整備した遊具を供用開始し多くの子供たちに親しまれる設備とするため、フェンスで囲われていた敷地の一部フェンスを撤去し、水飲み場及びトイレへの動線をよくすることにより、より利用しやすい遊具公園を目指す。					
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）					
フェンス撤去・端部処理 150,000円 通路確保 水飲み場 排水改修					
					

担当課	政策推進室	小事業名	空家対策事業費	予算書										
会 計	一般会計	事業名	空家対策推進事業	ページ										
予 算	2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳	11										
項 目	1 総務管理費													
	4 企画費													
要求区分	現計予算の増減	2,000												
事業区分	継続事業		一般財源	2,000										
事業の目的・意図・効果・補正理由														
空家の利用により、地域の活性化を図るため、空家対策支援事業補助金の追加要望分を補正したい。空き家バンク登録も増えているため、予備分も要望し、早期な対応と活用及び定住の促進を図りたい。														
事業の概要（積算根拠等）														
(単位：千円)														
節	当初予算	補正予算	補正後合計	説明										
補助金	2,500	2,000	4,500	空家対策支援事業補助金 追加要望分 (500千円×2件) 予備分 (500千円×2件)										
<table border="1"> <tr> <td></td><td>当初件数</td><td>追加要望件数</td><td>予備分</td><td>合計件数</td></tr> <tr> <td>空家対策支援事業</td><td>5</td><td>2</td><td>2</td><td>9</td></tr> </table>						当初件数	追加要望件数	予備分	合計件数	空家対策支援事業	5	2	2	9
	当初件数	追加要望件数	予備分	合計件数										
空家対策支援事業	5	2	2	9										
空家対策支援事業……空き家のリフォーム費用の一部を補助する。（補助率1/2、上限50万円）														

担当課	企画情報課	小事業名	地域づくり事業（企画）	予算書
会 計	一般会計	事業名	コミュニティ助成事業補助金	ページ
予 算	2 総務費	事業費(千円)	左の財源内訳	11
項 目	1 総務管理費			
	4 企画費			
要求区分	新規要求	2,500	諸収入	コミュニティ助成事業助成金 2,500
事業区分	継続事業		一般財源	0
事業の目的・意図・効果・補正理由				
宝くじの社会貢献広報事業である「コミュニティ助成事業」を活用して、地域コミュニティ活動の充実・強化を図る組織・団体に補助金を交付する。				
事業の概要（積算根拠等）				
○一般コミュニティ助成事業補助金 事業主体 中原区 事業内容 コミュニティ活動備品整備（エアコン、施設照明のLED化、テレビ、冷蔵庫、高肘付座敷イス、インクジェット複合機、プロジェクター、スクリーン、エンジンプローア等） 事業費 2,652千円（補助対象事業費 2,632千円）				
○財源 [特定財源] コミュニティ助成事業補助金 2,500千円 ※(一財)自治総合センター				

担当課	企画情報課	小事業名	その他電算管理費	予算書																								
会 計	一般会計	事業名	地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業	ページ																								
予算	款	2 総務費	左の財源内訳	11・12																								
	項	1 総務管理費																										
	目	5 電算システム管理費																										
要求区分	現計予算の増減	1,710																										
事業区分	継続事業																											
			一般財源	1,710																								
事業の目的・意図・効果・補正理由																												
システムの標準化に向けて、4月に規格・仕様が決定した税、国保、介護等各業務ごとの納付書や帳票類の一括テスト印刷費用、また、窓口の印鑑登録業務の際に使用する「印影スキャナ」を標準化仕様に対応した機器へリプレースする費用を計上し、令和7年11月10日の運用開始を遅滞なく迎えることを目的とする。																												
事業の概要（積算根拠等）																												
○印刷製本費 ・標準化に伴う帳票及び納付書一括テスト印刷代 <table border="1"> <tr> <td>納付書・帳票数</td><td>×</td><td>部数</td><td>×</td><td>単価</td><td>=</td><td>補正額（円）</td></tr> <tr> <td>40</td><td></td><td>500</td><td></td><td>50</td><td></td><td>1,000,000</td></tr> </table> ○委託料 ・標準化に伴う印影スキャナ更新業務（※ 南郷、西郷、北郷にそれぞれ1台ずつ整備） <table border="1"> <tr> <td>単価（設置費用含む）</td><td>×</td><td>数量（台）</td><td>=</td><td>補正額（円）</td></tr> <tr> <td>236,500</td><td></td><td>3</td><td></td><td>709,500</td></tr> </table>					納付書・帳票数	×	部数	×	単価	=	補正額（円）	40		500		50		1,000,000	単価（設置費用含む）	×	数量（台）	=	補正額（円）	236,500		3		709,500
納付書・帳票数	×	部数	×	単価	=	補正額（円）																						
40		500		50		1,000,000																						
単価（設置費用含む）	×	数量（台）	=	補正額（円）																								
236,500		3		709,500																								

担当課	健康福祉課	小事業名	障がい者福祉一般経費	予算書
会 計	一般会計	事業名	障害者自立支援給付審査支払等システム改修業務委託	ページ
予算	款	3 民生費	左の財源内訳	13
	項	1 社会福祉費		
	目	4 障がい福祉費		
要求区分	新規要求	528		
事業区分	新規事業			
			一般財源	528
事業の目的・意図・効果・補正理由				
重度障害者医療費公費助成対象拡大により、障害者給付審査支払等システム改修を行う。				
事業の概要（積算根拠等）				
・システム改修1式：528,000円 重度障害者医療費公費負担対象者 ・身体障害者手帳1級又は2級、重度の知的障がい者 ・身体障害者手帳3級かつ中度の知的障がい者 ・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）を助成対象に追加 (令和7年10月～)				

担当課	町民生活課	小事業名	水道施設管理費	予算書		
会 計	一般会計	事業名	水道施設整備事業	ページ		
予 算	4 衛生費	事業費(千円)	左の財源内訳	14		
	1 保健衛生費					
	4 水道費					
要求区分	現計予算の増減	2,028				
事業区分	継続事業		一般財源	2,028		
事業の目的・意図・効果・補正理由						
地区に点在する簡易給水施設及び飲料水供給施設の利用者等に対して衛生指導を行うと共に、老朽化した施設の改造・機能増強の助言等を積極的に行い安全な飲料水の確保を図る。						
事業の概要（積算根拠等）						
○施設整備に要する費用について当該補助要綱に基づき、対象費用の9割を助成する。 ※補助対象工事費の基準額は戸当たり200千円とする。 ※災害等の突発的事故によるものは、受益者負担は事故1回につき1戸当たり10千円、もしくは補助対象工事費の5%のいずれか安い額とする。						
地区	組合別	戸数	事業費	補助額	地元負担金	概要
南郷	中渡川	5	149,600	134,000	15,600	配水管整備
西郷	坂本	15	720,000	648,000	72,000	濁り対策浄水設備整備
西郷	立石	11	985,000	886,000	99,000	漏水調査、排水管整備
西郷	大久保	2	400,000	360,000	40,000	取水口整備
合 計			-	2,028,000	-	

担当課	農林振興課	小事業名	農業生産組織（担い手）育成強化（町単）	予算書																
会 計	一般会計	事業名	農作業受託組織支援事業	ページ																
予 算	5 農林水産業費	事業費(千円)	左の財源内訳	15																
	1 農業費																			
	3 農業振興費																			
要求区分	現計予算の増減	1,255																		
事業区分	継続事業		一般財源	1,255																
事業の目的・意図・効果・補正理由																				
農業者の高齢化・減少が加速化する中、労働力不足が深刻化している現場において、農作業の一部を受託することにより作業負担を軽減し、農業者をサポートする事業体の重要性が高まっている。 よって、サポート事業体である地域の農作業受託組織について、より効率的に作業が可能となるよう、必要な機械等の導入を支援し、地域農業の維持及び広域的な活動を助長するもの。																				
事業の概要（積算根拠等）																				
① 事業内容 - 坂本ライスセンター【管理面積】173,462㎡ 経年劣化による更新(耐用年数7年) - きじの防除組合【管理面積】248,100㎡ 経年劣化による更新(耐用年数3年) ② 事業費（補助金） - 費用の1/3以内、上限1,000,000円 <table border="1"> <tr> <td>事業実施主体</td><td>事業費(税抜き)</td><td>補助金</td><td>購入機械</td></tr> <tr> <td>坂元ライスセンター</td><td>4,818,182 円</td><td>1,000,000 円</td><td>コンバイン</td></tr> <tr> <td>きじの防除組合</td><td>765,000 円</td><td>255,000 円</td><td>バッテリー（ドローン）</td></tr> <tr> <td>計</td><td>5,583,182 円</td><td>1,255,000 円</td><td></td></tr> </table>					事業実施主体	事業費(税抜き)	補助金	購入機械	坂元ライスセンター	4,818,182 円	1,000,000 円	コンバイン	きじの防除組合	765,000 円	255,000 円	バッテリー（ドローン）	計	5,583,182 円	1,255,000 円	
事業実施主体	事業費(税抜き)	補助金	購入機械																	
坂元ライスセンター	4,818,182 円	1,000,000 円	コンバイン																	
きじの防除組合	765,000 円	255,000 円	バッテリー（ドローン）																	
計	5,583,182 円	1,255,000 円																		

担当課	企画情報課	小事業名	美郷レイクランド管理運営費		予算書 ページ 17	
会 計	一般会計	事業名	美郷レイクランド施設管理工事費			
予算	款	6 商工費	事業費(千円)	左の財源内訳		
	項	2 観光費		繰入金	入湯税管理基金繰入金	1,000
	目	1 観光振興費				
要求区分	現計予算の増減		1,100			
事業区分	継続事業					
				一般財源	100	
事業の目的・意図・効果・補正理由						
美郷レイクランドの機械室に設置している加温設備（ガスボイラー）の一部の箇所から水漏れが生じている状況。温泉の成分に含まれる炭酸カルシウムやシリカのスケールによる熱交換器の腐食が原因であり、今後、熱交換機能の性能の低下による浴槽への温水に影響が生じる可能性もあることから熱交換器の取替修繕を行いたい。						
事業の概要（積算根拠等）						
○工事請負費						
No.	項 目		数量	金 額		
1	美郷レイクランド加温設備熱交換器修繕工事		1式	1,100,000円		

担当課	南郷地域課	小事業名	南郷地区観光施設管理運営費	予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	コテージ維持業務	17
予 算	6 商工費	事業費(千円)	左の財源内訳	
款	2 観光費	521		
項	1 観光振興費			
目				
要求区分	現計予算の増減			
事業区分	継続事業	一般財源		521
事業の目的・意図・効果・補正理由				
建築後30年程度経過し、一部白アリ被害や腐食がみられることから、修繕を行い、宿泊者の安全と利便性の維持に努める。				
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）				
白アリ被害修繕 一式 215,000円 白アリ対策 敷居補修  				
管理棟デッキ腐食修繕 一式 306,000円 木製階段デッキ一部撤去改修  				

担当課	建設課	小事業名	土木総務一般経費	予算書
会計	一般会計	事業名	道路整備機械購入事業補助金	ページ
予算	款	7 土木費		18
	項目	1 土木管理費	事業費(千円)	左の財源内訳
		1 土木総務費		
要求区分	新規要求	1,000		
事業区分	新規事業			
			一般財源	1,000
事業の目的・意図・効果・補正理由				
地域住民が自発的に行う、地域内の町道・林道等の当該地域住民の往来を安全で安心な交通及び町民生活を確保するために必要な道路整備機械の購入に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。				
事業の概要（積算根拠等）				
地域住民が地域内の道路整備に必要な道路整備機械（タイヤショベル・バックホウ）の購入に対し、補助金交付要綱を定め購入に対して補助金を交付する。				
補助金の交付限度額		1 台の道路整備機械に対して 1 / 3 以内（上限額 1 0 0 万円）		

担当課		建設課	小事業名	公営住宅建設事業費（単独）		予算書
会 計		一般会計	事業名	耳川土地利用一体型水防災事業		ページ
予算	款	7 土木費		仮設住宅建設		19
	項	3 住宅費	左の財源内訳			
	目	2 公営住宅建設費	8,500	県支出金	和田地区土地利用一体型水防災事業協定負担金	8,500
要求区分	現計予算の増減					
事業区分	継続事業					
		一般財源			0	
事業の目的・意図・効果・補正理由						
宮崎県が事業を行う耳川土地利用一体型水防災事業（西郷和田地区の河川改修事業）での住宅嵩上げ工事に伴い、仮設住宅の建設を行い、現在住んでいる住民の方々の生活の安定を図る。						
事業の概要（積算根拠、特定財源の名称等）						
耳川土地利用一体型水防災事業で住宅嵩上げにかかる住宅の仮設住宅建設を現在進めているが、日向市（幸協）の移設する仮設住宅の退去が5月末より11月末になったことにより、10月末以降での4戸の仮設住宅に入居する住民の仮設住宅確保ができないため、同型の仮設住宅2棟の新築工事をして入居準備を行う。						
和田地区の仮設住宅は6棟整備、残り2棟については11月の日向市の退去後に移設建設を実施し令和8年3月末完成を目指す。						
○12	委託料	仮設住宅2棟	設計費	1,500 千円		
○14	工事請負費	仮設住宅2棟新築による現予算額の差額追加	7,000 千円			

130

担当課	総務課	小事業名	地域防災強化事業		予算書 ページ
会 計	一般会計	事業名	コミュニティ助成事業補助金		20
予 算	8 消防費	事業費(千円)	左の財源内訳		
項 目	1 消防費	1,300	諸収入	コミュニティ助成事業助成金	1,300
	1 非常備消防費				
要求区分	現計予算の増減				
事業区分	継続事業				
			一般財源		0
事業の目的・意図・効果・補正理由					
有事の際に3つの避難所（速日公民館・細宇納間生活改善センター・秋元木炭の館）を管理運営する「秋盛区自主防災組織」が整備する設備に対して、当事業の交付決定があったため補正する。					
事業の概要（積算根拠等）					
コミュニティ助成事業補助金 1,300,000円					
事業実施主体		事業総額	補助額	実施主体負担額	
秋盛区自主防災組織		1,306,536円	1,300,000円	6,536円	
3つの避難所で最低限度の避難生活を営むための電力確保等を目的に、下記のものを整備する					
品目	規格	数量	単価(円)	金額(円)	
ポータブル電源	グッドグッズ・SPI-1200AT	3	153,000	459,000	
折畳式ソーラーパネル	グッドグッズ・TYH-200WA	3	59,000	177,000	
雨天型コードリール	TSSP・30m	3	18,000	54,000	
LED投光器	TRUSCO・RTLE-205-SK2・三脚2灯式	3	26,000	78,000	
台座式LED投光器	TSSP・30W・3000LM	3	10,400	31,200	
スマホ対応手回しラジオライト	TSSP・DEL-50X	3	6,000	18,000	
LEDランタン	TSSP・BL-35・300LM・電池付	12	3,810	45,720	
LED防雨ライト	旭電機・AHL-1207・電池付	12	1,990	23,880	
非常屋外用トイレ	TSSPレティット・3枚入	9	840	7,560	
組立式ダンボールトイレ	TSSPレティット	9	3,900	35,100	
扇風機	スイデン・SP-45VS-1VP2	3	18,600	55,800	
簡単設置ダンボールベッド	TSSP	9	13,500	121,500	
シルバーキャンピングマットL	TSSP	30	2,700	81,000	
			消費税	118,776	
			合計	1,306,536	

担当課		教育課	小事業名	義務教育学校管理費		予算書 ページ
会計		一般会計	事業名	義務教育学校管理事業		
予算	款	9 教育費		事業費(千円)	左の財源内訳	
	項目	4 義務教育学校費				
		1 義務教育学校管理費				
要求区分		現計予算の増減				
事業区分		継続事業				
			249	一般財源		249
事業の目的・意図・効果・補正理由						
令和7年1月に行われた各学校の消防防火設備点検で、消火器の期限が令和7年度中に切れることの報告を受けた。このことから、早急に買い替えを行い対応するもの。						
事業の概要（積算根拠等）						
ABC粉末消火器 10型購入						
美郷南 17本×6,600円+8,670円(消火器リサイクルシール)=120,870円						
美郷北 15本×6,600円+7,650円(消火器リサイクルシール)=106,650円						
西郷義務 3本×6,600円+1,530円(消火器リサイクルシール)= 21,330円						
合計 248,850円						

担当課		教育課	小事業名	公民館管理運営費		予算書 ページ	
会計		一般会計	事業名	公民館施設管理事業			
予算	款	9 教育費		事業費(千円)	左の財源内訳		22
	項	6 社会教育費					
	目	2 公民館費					
要求区分		新規要求	159				
事業区分		継続事業					
				一般財源		159	
事業の目的・意図・効果・補正理由							
西郷ニューホープセンター内、農産物処理加工施設の味噌加工に使用する大型釜の蒸気配管トラップの劣化が急激に進んだため、その取替を行い利用者の安全安心を確保するもの。							
事業の概要（積算根拠等）							
農産物処理加工施設 回転式三重釜用蒸気トラップの修繕							
① 減圧弁(20A) 72,500円							
② Y型ストレーナ 11,000円							
③ グローブ弁 21,300円							
④ 蒸気配管・継手 11,000円							
⑤ 蒸気配管接続作業費 28,000円							
税 14,380円							
合計 158,180円							

141

議案第 4 6 号

令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2 6 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 0 0 , 8 3 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 4 日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国民健康保険税		110,713	4,056	114,769
	1 国民健康保険税	110,713	4,056	114,769
6 県支出金		710,963	△2,479	708,484
	1 県補助金	710,963	△2,479	708,484
10 繰 入 金		78,882	△1,317	77,565
	2 基金繰入金	8,924	△1,317	7,607
歳 入 合 計		900,570	260	900,830

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 保健事業費		18,092	260	18,352
	1 保健事業費	6,428	260	6,688
歳 出 合 計		900,570	260	900,830

令和 7 年度

美郷町国民健康保険事業特別会計

事 項 別 明 細 書

1 総括

1 総括

(歳 入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳出)

(単位：千円)

[illegible]

歳 入

2 歳 入

(款) 1 国民健康保険税
(項) 1 国民健康保険税

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
1			国民健康保険税	110,713	4,056	114,769			
	1		国民健康保険税	110,713	4,056	114,769			
		1	国民健康保険税	110,713	4,056	114,769	1 医療給付費分現年課税分	2,348	1 医療給付費分現年課税分 (1)医療給付費分現年課税分
							2 後期高齢者支援金分現年課税分	1,325	1 後期高齢者支援金分現年課税分 (1)後期高齢者支援金分現年課税分
						3 介護納付金分現年課税分	383	1 介護納付金分現年課税分 (1)介護納付金分現年課税分	
6			県支出金	710,963	△2,479	708,484			
	1		県補助金	710,963	△2,479	708,484			
		1	保険給付費等交付金	710,963	△2,479	708,484	2 特別交付金	△2,479	1 都道府県繰入金 (1)都道府県繰入金（2号分）
10			繰 入 金	78,882	△1,317	77,565			
	2		基金繰入金	8,924	△1,317	7,607			
		1	基金繰入金	8,924	△1,317	7,607	1 基金繰入金	△1,317	1 基金繰入金 (1)基金繰入金

歳 出

3 歳 出

(款) 6 保健事業費
(項) 1 保健事業費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
6			保健事業費	18,092	260	18,352	△2,347	2,607			
	1		保健事業費	6,428	260	6,688		260			
		2	疾病予防費	5,932	260	6,192		260			
									10 需 用 費	260	1 疾病予防費 医薬材料費 260 (260)

(国民健康保険事業特別会計)

(款) 6 保健事業費

(項) 2 特定健康診査等事業費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		節		説 明
							特定財源	一般財源	区 分	金 額	
	2		特定健康診査等事業費	11,664	0	11,664	△2,347	2,347			
		1	特定健康診査等事業費	11,664	0	11,664	県支出金 △2,347	2,347			

(国民健康保険事業特別会計)

発議第 4 号

令和 7 年 6 月 4 日

美郷町議会議長 那須 富重 殿

提出者 美郷町議会改革等調査特別委員長 若杉 伸児

美郷町議会基本条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

提案理由

美郷町議会が、町民の代表機関として、その責任を常に自覚し、福祉の向上を図り住みよい町づくりを目指すため、町民の意思を最大限に行政に反映できる、開かれた議会を実現する。

そのため、地方分権と住民自治の時代にふさわしい議会となるよう、議会及び議員の活動の活性化を図るために、必要な基本事項を定め、町政の情報公開と町民参加を基本にしながら、地域課題及びこれに対する町民の意向を把握し、町政諸課題を町の政策に結びつけ、美郷町の豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的として本条例を制定する。

発議第4号

美郷町議会基本条例

美郷町議会（以下、「議会」という。）は、町民の代表機関として、その責任を常に自覚し、福祉の向上を図り住みよい町づくりを目指すため、町民の意思を最大限に行政に反映できる、開かれた議会を実現するため、本条例を制定し、これを議会の行動指針として実施することを決意する。

（目的）

第1条 この条例は、地方分権と住民自治の時代にふさわしい議会となるよう、議会及び議員の活動の活性化を図るために必要な基本事項を定め、町政の情報公開と町民参加を基本にしながら、地域課題及びこれに対する町民の意向を把握し、町政諸課題を町の政策に結びつけ、美郷町の豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（議員の心得）

第2条 議員は、一部の町民ではなく、町民全体の代表者として、町全体を広く俯瞰し、町民を代表して、勉強や情報を得る機会が多く与えられていることを意識し、そのことをしっかりと活かして、すべての議会や議員活動は、課題の抽出と課題解決の手掛かりを得ることを念頭に置いて、町民全体の福祉の向上に繋がる活動をしなければならない。

2 議会活動は、すべてコストが掛かっていることを忘れることなく、町民のための必要なコストとなるような活動をしなければならない。

（議会の活動原則）

第3条 議会は、次の各号に掲げる事項を原則として活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重んじ、町民に開かれた議会を目指す。
- (2) 町民の多様な意見を的確に把握し、町政に反映させるための運営に努める。
- (3) 町民にとって、分かりやすい言葉を用いた丁寧な説明に努める。
- (4) 議会内での会議規則等は、必要に応じて見直しを行う。
- (5) 町民がその会議を傍聴しやすい議会運営に努める。

（委員会の活動原則）

第4条 美郷町議会委員会条例（平成18年美郷町条例第134号）の規定による常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の審査に当たっては、町民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告をするとともに、質疑に対する答弁も責任を持って行わなければならない。

- 3 委員会は、請願及び陳情を審査する場合、政策提言と位置づけ、その審査においては提案者が発言することができるよう、必要な配慮を行わなければならない。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、次の各号に掲げる事項を原則として活動を行わなければならない。

- (1) 議会が議論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじる。
- (2) 町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める日々の研さんによって、町民の代表として、町民全体の福祉の向上を目指して活動する。

(町民参加及び町民との連携)

第6条 議会は、町民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、全ての会議は、秘密事項を除き原則として公開とする。
- 3 議会は、常任委員会、特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、広く専門的な意見を議会の審議に反映させるものとする。
- 4 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力の強化を図る。

(議会と町長及び執行機関の関係)

第7条 議会審議における議員と町長及び執行機関の長（以下「町長等」という。）との関係は、次の各号に掲げるところにより、緊張関係の保持に努め、効果的で効率的な議論となるよう努めなければならない。

- (1) 本会議における議員と町長等の質問の応答は、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行う。
- (2) 一般質問をする議員は、通告書に質問の趣旨や内容を分かりやすく記載しなければならない。
- (3) 一般質問の質問議員は、質問に必要な現状や実績について、事前に資料の提出を求めることができる。
- (4) 一般質問の質問議員は、事前の答弁調整としてではなく、討議の充実を図る観点から、町長等に対して、答弁書を質問の前日までの提出を求めることができる。
- (5) 一般質問をする議員は、通告書に沿った質問に努めなければならない。
- (6) 議長から会議への出席を要請された町長等は、質問や質疑の趣旨や内容、背景、根拠が不明な場合に、議員に対して反問することができる。また、議長の許可を得て、質問に対して、反対の意見を述べることができる。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第8条 町長に対して、提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるため、次の各号に掲げる政策等の決定過程の説明を求めることができる。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第9条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前第7条第1項の第1号、第5号から第7号の規定に準じて、資料に記載しなければならない。ただし、第7号は、システム導入に限る。

(討議による合意形成)

第10条 議会は、議論の場であることを十分に認識し、議長は、町長等に対する会議等への出席要請は必要に応じて行い、議員相互間の討議を中心に運営しなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び町長提出議案並びに町民提案等に関して審議を行う場合、議会全員協議会により議員相互間の自由討議を積極的に行うよう努めるものとする。
- 3 議員及び委員会は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、政策、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。
- 4 議論を広げるために、議会全員協議会や委員会に於いて、委員以外の議員や事務局も参考意見を述べられるようにしなければならない。

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等との研究会を積極的に開催するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能の強化を図るものとする。

(議会及び議員の広報の充実)

第13条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

3 議会や議員は、広報に町長等の提案した議案等に対する、賛成や反対の意見を載せる場合は、町長等の提案した理由を載せなければならない。

(議員の政治倫理)

第14条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

(議員定数)

第15条 議員定数は、町民の意見を踏まえて、改正に当たっての議論は、人口の推移、財政状況の変動、他の市町村の動向、町政の現状と課題、将来の予測と展望を総合的に考慮するものとする。

(議員報酬)

第16条 議員報酬の改正に当たっては、町の常勤特別職及び一般職の職員に支給される給与の状況、他の市町村の動向、町の財政状況を総合的に考慮するとともに、美郷町特別職報酬等審議会の意見を尊重するものとする。

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、この条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た議員の任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(見直し手続)

第18条 議会は、一般選挙を経た議員の任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうか議会全員協議会において検討するものとする。

なお、議員から、この条例の見直しの提案があった場合には、議会全員協議会を開催して、提案事項を直ちに協議するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

- 3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を説明しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 48 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年美郷町条例第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係） 報酬費用弁償 (単位：円)			別表（第2条関係） 報酬費用弁償 (単位：円)		
職名\区分	報酬額		職名\区分	報酬額	
[略]			[略]		
選挙長、開票管理者	1回につき	<u>10,800</u>	選挙長、開票管理者	1回につき	<u>12,200</u>
投票管理者	〃	<u>12,800</u>	投票管理者	〃	<u>14,500</u>
期日前投票所の投票管理者	〃	<u>11,300</u>	期日前投票所の投票管理者	〃	<u>12,800</u>
投票立会人	1日につき	<u>10,900</u> (当該投票所の投票に係る時間の一部について職務に従事しないときは、10,900円を当該職務に従事した時間に応じて按分した額)	投票立会人	1日につき	<u>12,400</u> (当該投票所の投票に係る時間の一部について職務に従事しないときは、 <u>12,400円</u> を当該職務に従事した時間に応じて按分した額)

改正前			改正後		
期日前投票所の投票立会人	〃	<u>9,600</u> (当該投票所の投票に係る時間の一部について職務に従事しないときは、 <u>9,600円</u> を当該職務に従事した時間に応じて按分した額)	期日前投票所の投票立会人	〃	<u>10,900</u> (当該投票所の投票に係る時間の一部について職務に従事しないときは、 <u>10,900円</u> を当該職務に従事した時間に応じて按分した額)
選挙立会人、開票立会人	1回につき	<u>8,900</u>	選挙立会人、開票立会人	1回につき	<u>10,100</u>
[略]			[略]		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年6月9日提出

美郷町長 田 中 秀 俊

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、投票管理者等の非常勤特別職職員の報酬額を改正するもの。